であう　きづく　つなぐ

つながる未来プロジェクト

―吉川市子どもの貧困対策推進計画―

2019年3月

吉川市

ごあいさつ

子どもの貧困問題の根底には、複合的な課題が存在しており、様々な不利を累積させてしまうことで、子どもの成長・発達に大きな影響を及ぼしてしまいます。

このような状況の中で、2013 年に成立した子どもの貧困対策の推進に関する法律では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現をめざし、子どもの貧困対策を総合的に推進するとしており、貧困が負の連鎖として次世代に渡らぬよう、市全体で子どもの貧困対策の機運を高めながら、市民、地域、行政のそれぞれが子どもの複合的な課題に気づき、連携しながら必要な支援へつなげていくことが不可欠となっています。

本計画は、「すべての子どもが希望をもって力強く成長していけるよう、子どもの貧困を見逃さず、であう・きづく・つなぐ・つながる未来へ子どもたちを応援します。」を基本理念としています。

この基本理念の下、計画の対象は１８歳を超える若者も含め、生活困難な家庭の生活基盤への支援はもちろんのこと、子どもの育ちに直接つながる支援や、子どもを守り支える保護者への支援を計画に位置付け、支援の輪の仕組みづくりを進めてまいります。

すべての子どもが希望をもって力強く成長していけるよう、市民の皆さまをはじめ、福祉や医療の関係者の皆さま、また、様々な分野で活躍する多くの皆さまにおかれましても、地域社会全体で、様々な取組みを主体的に推進していただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提言の取りまとめにご尽力をいただきました吉川市子どもの貧困対策推進計画策定委員会委員の方々をはじめ、「子育て世帯生活実態調査」や地域でのヒアリング等にご協力をいただきました皆さまに、心からお礼を申し上げるとともに、多くの方々の思いが詰まった本計画を着実に推進してまいります。

２０１９年３月

吉川市長　中原恵人

目　　次

第１章　計画の策定にあたって　・・・・・・・・・・1

第１節　計画策定の背景　・・・・・・・・・・・・・・・・1

第２節　計画策定における視点　・・・・・・・・・・・・・・・2

１　子どもの貧困の概念

２　計画の位置づけ

３　計画の対象

４　計画の期間

第２章　子どもを取り巻く現状と課題　・・・・・・・・・・5

第１節　国・埼玉県の動向　・・・・・・・・・・・・・・・・5

１　国の動向

２　埼玉県の計画

第２節　子どもを取り巻く現状　・・・・・・・・・・・・・・・6

１　困難を抱える家庭の子どもの状況

２　困難を抱える家庭の保護者の状況

３　生活困難な家庭基盤の状況

第３節　子どもを取り巻く課題　・・・・・・・・・・・・・・・26

第３章　計画の基本的な考え方　・・・・・・・・・・28

第１節　基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

第２節　基本目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

第３節　施策の体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

第４章　施策の展開　・・・・・・・・・・32

基本目標１　子どもの育ちに直接つながる支援に取り組みます　・・・32

基本目標２　子どもを守り支える保護者への支援に取り組みます　・・37

基本目標３　生活困難な家庭の生活基盤立て直しへの支援に取り組みます　・43

基本目標４　支援の輪の仕組みづくりに取り組みます　・・・46

第５章　計画の推進　・・・・・・・・・・51

第１節　計画の推進体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・51

第２節　計画の達成状況の点検及び評価　・・・・・・・・・・・・・51

第３節　市民・地域・行政との連携　・・・・・・・・・・・・・・52

第４節　本計画と持続可能な開発目標（SDGs）　・・・・・・・・・・53

資料編

１　吉川市子育て世帯生活実態調査概要 ・・・・・・・・・・・・・・56
２　策定体制　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
３　策定経過　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
４　吉川市子どもの貧困対策推進計画策定委員会設置規則 ・・・・62
５　吉川市子どもの貧困対策推進計画策定委員名簿　・・・・・・・63
６　吉川市児童福祉審議会委員名簿　　・・・・・・・64
７　吉川市子どもの貧困対策推進会議設置規則　　・・・・・・・65
８　吉川市子どもの貧困対策推進会議委員名簿　　・・・・・・・66
９　吉川市子どもの貧困対策調整会議委員名簿　　・・・・・・・67
10　用語解説　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68

第１章　計画の策定にあたって

第1節　計画策定の背景

近年、子どもの貧困に対する社会的関心が高まっています。国では、2014 年(平成 26 年)1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、2014 年(平成 26 年)8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。この大綱では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することをめざしています。

2016 年(平成 28 年)国民生活基礎調査(厚生労働省)によると、全国の子どもの貧困率は 2015 年(平成 27 年)で 13.9%と、7 人に１人が貧困状態であるという深刻な状況となっています。とりわけ、ひとり親家庭の子どもの貧困率については 50.8%に達し、まさに２人に１人が貧困状態であるという、国際的に見ても日本の子どもの貧困率は非常に高く、大きな社会問題となっています。

吉川市においても、子どものいる家庭の状況を把握し、市の施策に役立てるため 2017 年(平成 29 年)に「吉川市子育て世帯生活実態調査」を実施したところ、困難を抱える子どもやその保護者、生活困難な家庭基盤の状況など、深刻と考えられる実態が明らかになりました。

子どもの貧困は、様々な問題が複合的に交錯しながら発生し、その状態を放置すれば、次世代に渡り貧困の負の連鎖が生じてしまいます。

すべての子どもが安心して日々を送り、自分の将来に希望が持てる社会の実現をめざして、貧困の負の連鎖を断ち切り、子どもたちが社会を「生き抜く力」を身につけられるよう支援するとともに、子どもの貧困対策に社会全体で取り組む機運を醸成し、その機運のもと、様々な取組みを持続可能なものとして実行していく必要があります。

そのため、吉川市では子どもの貧困対策を総合的に推し進めるため、「であう・きづく・つなぐ・つながる未来プロジェクトー吉川市子どもの貧困対策推進計画ー」を策定することとしました。

今後は、この計画に基づき、市民や地域、行政など、それぞれの主体が相互に連携しながら、横断的に子どもの貧困対策を推進していきます。

第2節　計画策定における視点

1　子どもの貧困の概念

◯子どもの貧困とは

「子どもの貧困」とは、子どもが経済的な困窮状態であることにより、発達の諸段階において、学習や教育の場で制約を受けるなど様々な機会が奪われた結果、人生全体に影響をもたらすほどの深刻な不利を負ってしまうことです。

人間形成の重要な時期である子ども期の貧困は、子どもの成長・発達に大きな影響を及ぼし、地域社会からの孤立を招くことで子どもの健やかな育ちを妨げるだけでなく、将来に希望を感じることができない状況になったり、進学や就職における選択肢を狭め、自ら望む人生を選び取ることができなくなったりするなど、様々な制約をもたらし、社会にとっても大きな損失につながってしまいます。

◯「絶対的貧困」と「相対的貧困」

「貧困」という言葉で広く受け入れられているのは、「社会生活を営むための『必要』を充足する資源の不足・欠如」という考え方です。つまり、人間が生きていくためには「必要なもの・こと」があるという当たり前のことを出発点に置き、それが充足されないことを貧困と考えます。

貧困のイメージとして広く共有されている「食べるものがなくて飢える」という状態を「絶対的貧困」といいますが、ここで想定される水準は、「生活」というよりは、「生存」に近いところであると考えられます。

しかし、人間の生活は常に社会生活として営まれるので、社会に参加して社会の一員として生きるという生活の水準を想定して、そのための「必要」を考えるべきであり、このような考えのもと、「社会的、相対的に定義される『必要』を欠く状態」を「相対的貧困」といいます。

（出所：松本伊智朗氏・湯澤直美氏ほか「子どもの貧困ハンドブック」を基に作成）

◯可処分所得による区分

吉川市が行った「吉川市子育て世帯生活実態調査」では、厚生労働省が行う国民生活基礎調査で算出された「貧困線」を基に、市独自の基準による相対的低所得線を算出し、世帯全体の可処分所得額（手取り収入）の結果に基づき、「低所得層」と「低所得層以外」に区分しています。

※「吉川市子育て世帯生活実態調査」の概要は、資料編を参照

吉川市の調査票における可処分所得分類

世帯員人数	国の貧困線の基準（可処分所得）（平成27年度）	可処分所得の水準						
			グループⅠ	グループⅡ	グループⅢ	グループⅣ	グループⅤ	グループⅥ
1人	122万円未満	収入はない	100万円未満	130万円未満	200万円未満	－	300万円未満	300万円以上
2人	173万円未満		100万円未満	200万円未満	300万円未満	400万円未満	500万円未満	500万円以上
3人	212万円未満		130万円未満	300万円未満	400万円未満	500万円未満	600万円未満	600万円以上
4人	245万円未満		130万円未満	300万円未満	400万円未満	500万円未満	600万円未満	600万円以上
5人	274万円未満		200万円未満	300万円未満	400万円未満	600万円未満	700万円未満	700万円以上
6人	300万円未満		200万円未満	300万円未満	500万円未満	600万円未満	800万円未満	800万円以上
7人	324万円未満		200万円未満	400万円未満	500万円未満	700万円未満	800万円未満	800万円以上
8人	346万円未満		200万円未満	400万円未満	500万円未満	700万円未満	900万円未満	900万円以上
9人以上	367万円未満		200万円未満	400万円未満	500万円未満	700万円未満	900万円未満	900万円以上

「低所得層」と定義

※吉川市が行った「吉川市子育て世帯生活実態調査」において「低所得層」に属する世帯の割合

	吉川市調査からの推計値
中学生以下の子どもがいる世帯のうち低所得線を下回る世帯の割合	7.4%
中学生以下の子どもがいるひとり親世帯のうち低所得線を下回る世帯の割合	44.4%

「吉川市の調査票における可処分所得分類」の表の太枠線内を、「低所得層」に属する世帯と定義し、その割合を上表で表しています。「国民生活基礎調査」では、世帯に含まれるすべての子どものうち、貧困線以下の等価可処分所得水準で生活する子どもの割合を「子どもの貧困率」(2015 年(平成 27 年)データでは、13.9%)として算出していますが、吉川市の調査とは母集団、調査手法、調査項目、算出の手法の違いにより、単純に比較することはできないことに留意が必要です。

2　計画の位置づけ

子どもの貧困対策の推進に関する法律第４条の規定を受け、吉川市では子どもの貧困対策推進計画を策定し、推進していきます。

なお、「吉川市第５次総合振興計画」のほか、福祉関連計画などとの整合を図ります。

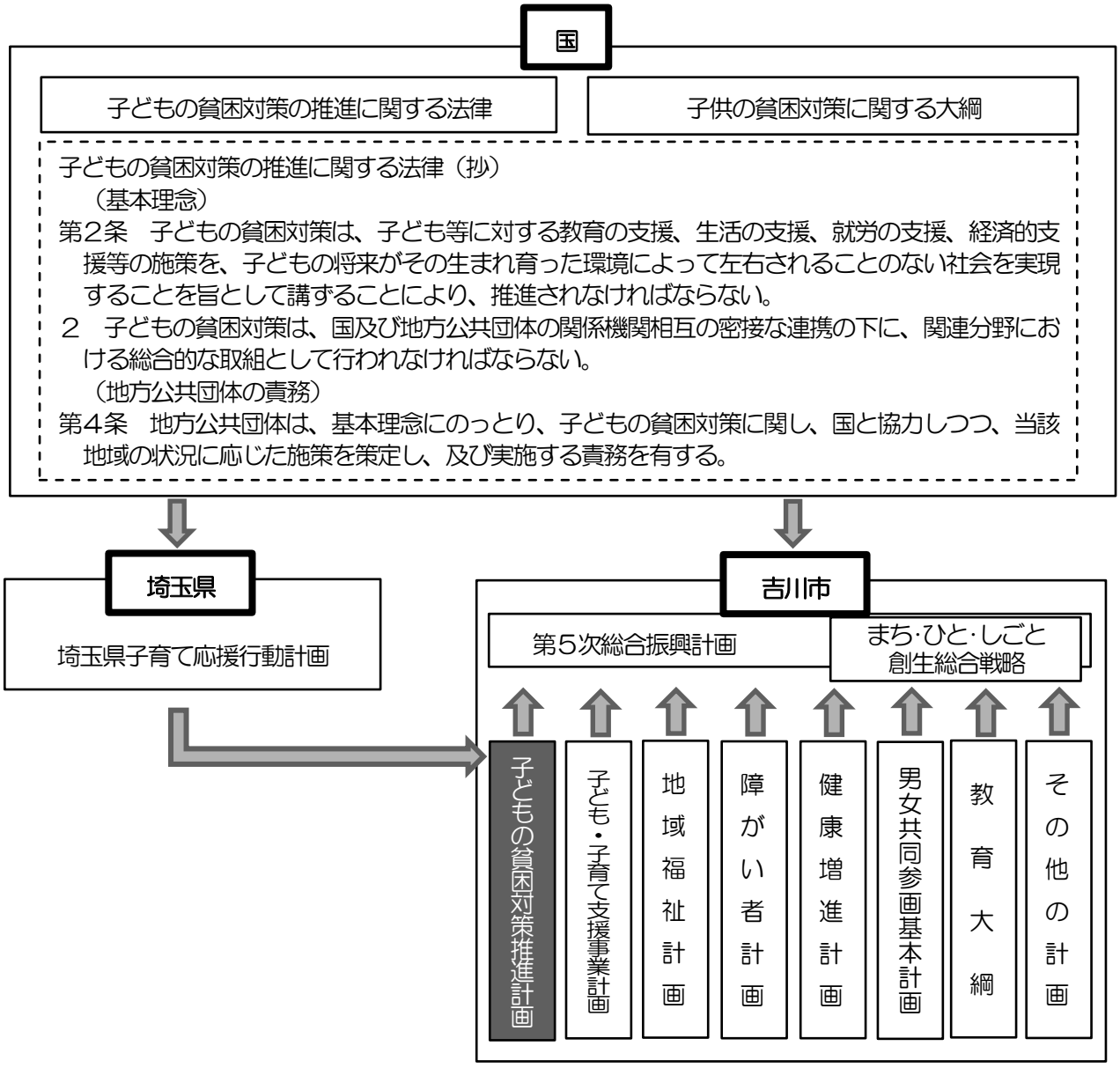

３　計画の対象

本計画が対象とする子どもは、妊娠期から 18 歳までの子どものうち、現在困難を抱える家庭の子どもと将来困難を抱える可能性がある子どもとし、その子どもの保護者も計画の対象に含めます。ただし、若者を対象とする施策については、18 歳を超える年齢も含めることとします。

４　計画の期間

子どもの貧困対策推進計画の計画期間は５年間とし、計画のめざす姿としての基本理念や基本目標ごとの施策を明示します。

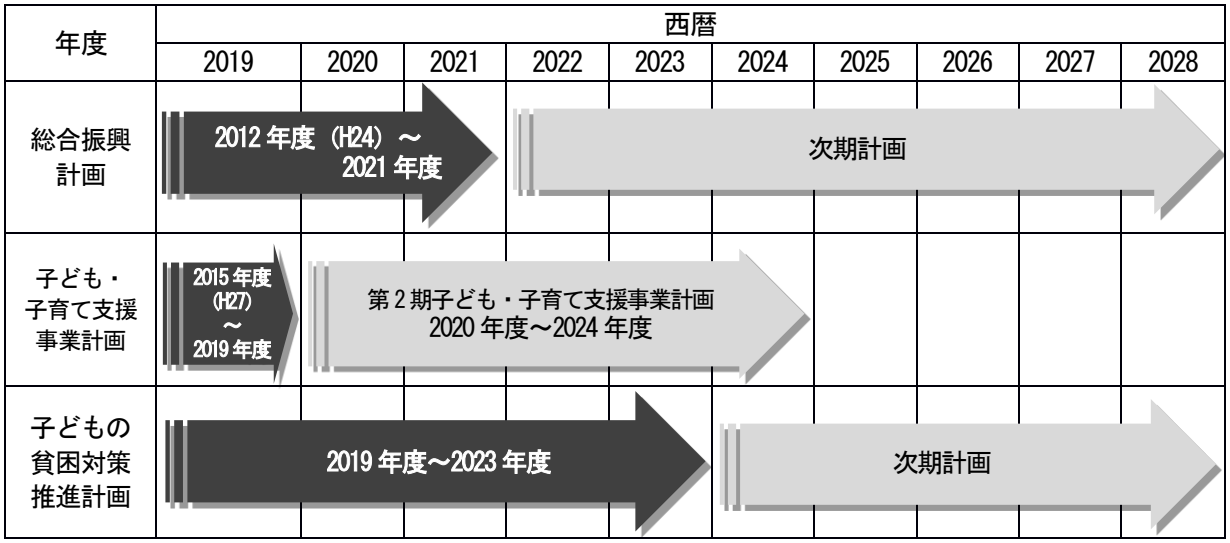

第２章　子どもを取り巻く現状と課題

第1節　国･埼玉県の動向

1　国の動向

2015 年(平成 27 年)の子どもの貧困率は 13.9%と、７人に１人が貧困状態にある結果となっています。ひとり親世帯については、2012 年(平成 24 年)では 54.6%、2015 年(平成 27 年)では 50.8%と高い状況です。また、貧困の状況は次世代に連鎖する傾向にあることが課題となっています。

国では、2014 年(平成 26 年)１月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。さらに、2014 年(平成 26 年)８月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。これを受け、2015 年(平成 27 年)には子どもの未来応援国民運動が主導され、国や県・市町村、企業や団体・ＮＰＯ、地域住民それぞれの活動による支援の輪を広げていく運動が進められています。

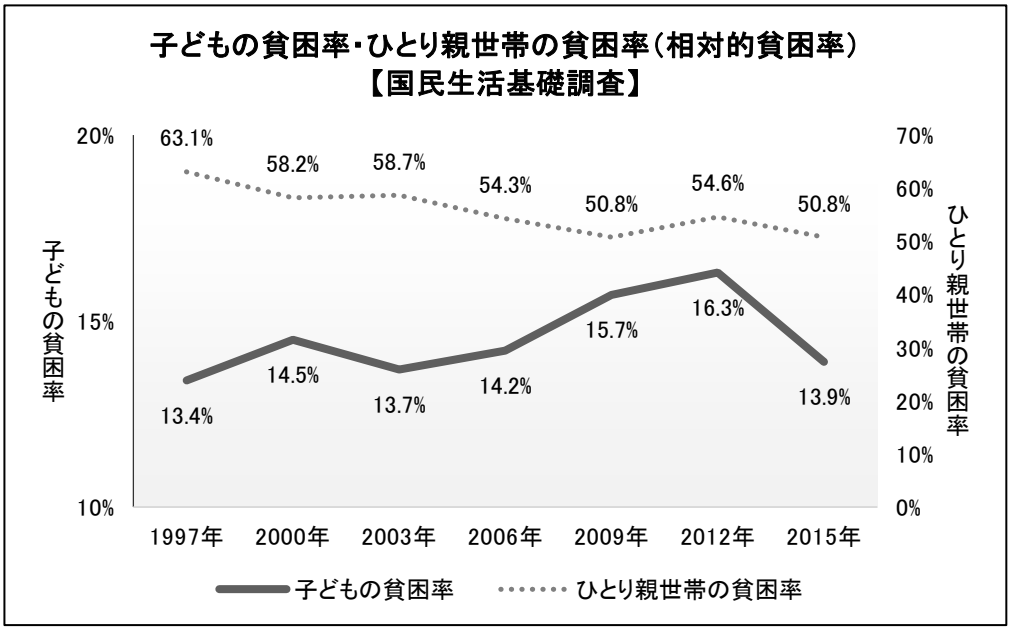

2　埼玉県の計画

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行を受け、埼玉県においても子育て応援行動計画を策定しています。当計画では、「『子供の育ち』と『子育て』の支援」を施策として打ち出し、ひとり親世帯や貧困の状況にある子どもへの支援を進めています。

第2節　子どもを取り巻く現状

1　困難を抱える家庭の子どもの状況

（1）人口の推移

人口の推移について、平成27年に７万人を超え、以降も人口が増加傾向となっています。児童数については、平成28年をピークに減少傾向となっています。

【人口の推移】

各年度4月1日時点

		H26	H27	H28	H29	H30
4月1日時点人口（人）		69,093	70,373	71,179	71,781	72,450
	うち児童数（18歳未満）	12,936	13,117	13,186	13,146	13,114
	割合	18.7%	18.6%	18.5%	18.3%	18.1%

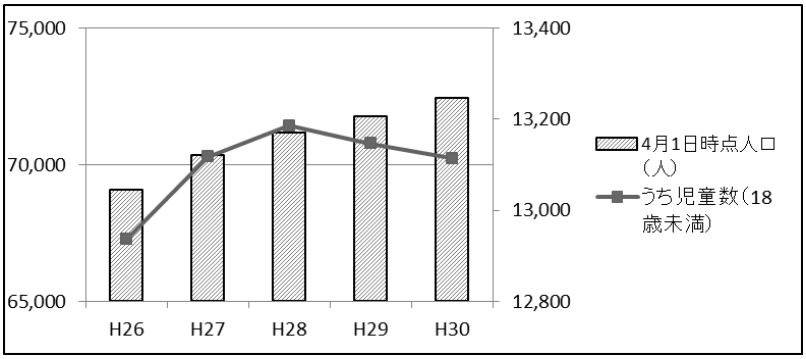

資料：住民基本台帳人口

（2）合計特殊出生率の推移

平成29年では全国の合計特殊出生率が1.43となっており、吉川市は1.46となっています。

【合計特殊出生率】

合計特殊出生率	H24	H25	H26	H27	H28	H29
全国	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43
埼玉県	1.29	1.33	1.31	1.39	1.37	1.36
吉川市	1.27	1.49	1.32	1.62	1.38	1.46

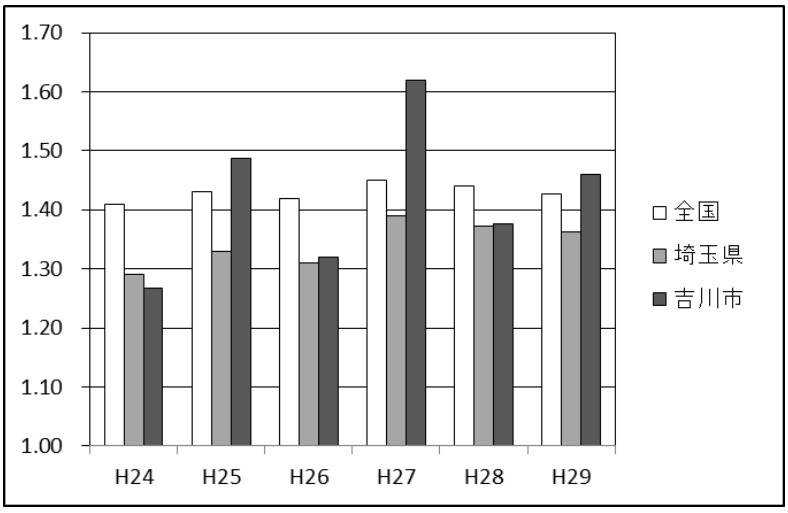

資料：埼玉県ホームページ

（3）子どもの放課後の過ごし方（場所）について

自分の家以外の居場所として、小学５年生家庭の保護者の回答では「習い事」や「公園」が多く、中学２年生家庭の保護者の回答では「学習塾」が多くなっています。

【子どもの放課後の過ごし方（場所）（保護者の回答）】　※「n」は回答者数。以下、同じ。

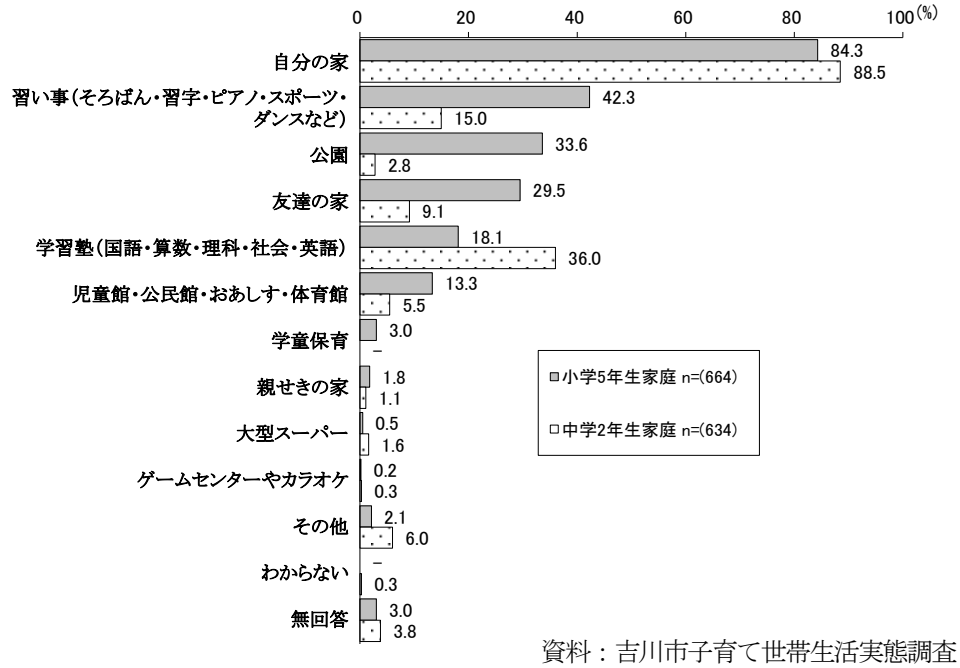

資料：吉川市子育て世帯生活実態調査

（4）平日のタごはんを一緒に食べる人について

「ひとりで食べる」や「きょうだいだけで食べる」と回答する割合は、低所得層における小学５年生では８%となっています。

【平日のタごはんを一緒に食べる人（子どもの回答）】

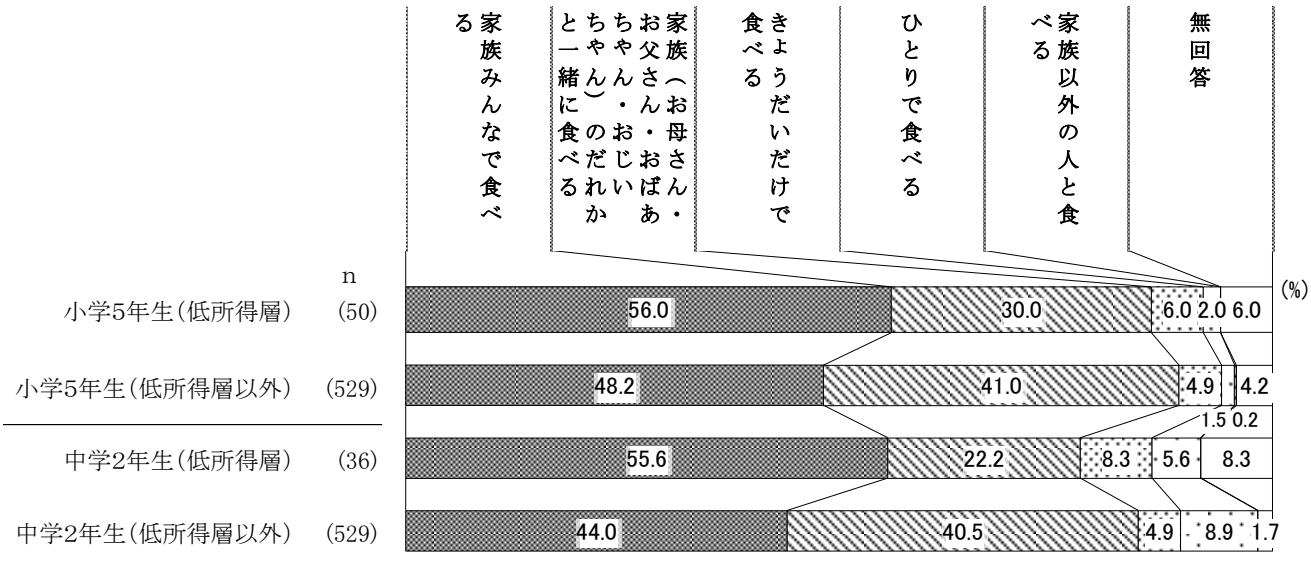

資料：吉川市子育て世帯生活実態調査

（５）学習（成績や習い事）について

① 学校での成績について

学校での成績についての自己評価については、小学５年生では「低所得層」と「低所得層以外」ともに、「よくできるが多い」や「できるが多い」の割合が多いものの、低所得層では「もう少しが多い」との回答が一定数あります。中学２年生では低所得層以外は「まん中あたり」が多く、低所得層では「下のほう」が一番多くなっており、低所得層の子どもに学習についての自己評価が低い傾向が見られます。

【学校での成績（子どもの回答）】

＜小学５年生本人＞

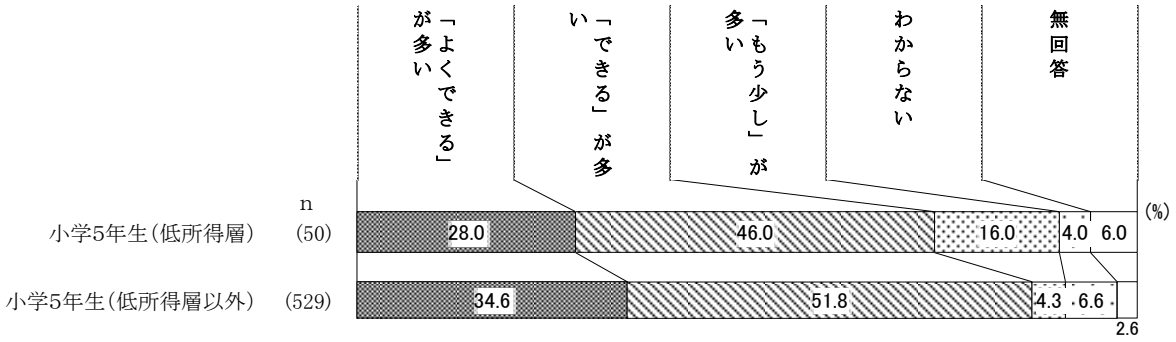

＜中学２年生本人＞

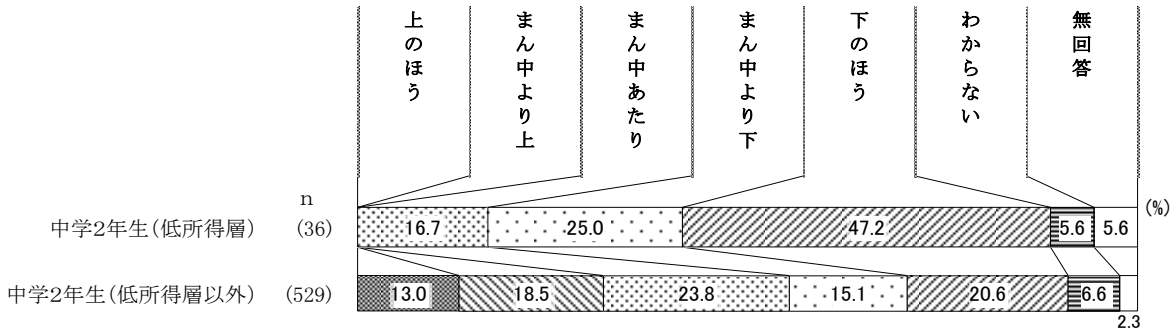

資料：吉川市子育て世帯生活実態調査

② 塾や習い事について

「学習塾」に通っている子どもは中学 2 年生の低所得層以外で 56.5%であることに対し、低所得層では 30.6%と差が開いています。

また、低所得層のうち、「塾や習い事はしていない」と回答する子どもは、小学 5 年生では 34.0%となっていますが、中学２年生では 50.0%とさらに増加しています。

さらに、塾や習い事はしていないと回答した方の理由としては、「経済的余裕がないから」が、小学５年生の低所得層以外では３割弱であることに対し、低所得層で７割となっており、中学２年生では低所得層以外の４割に対し、低所得層で８割近くとなっています。

【塾や習い事の状況（保護者の回答）】

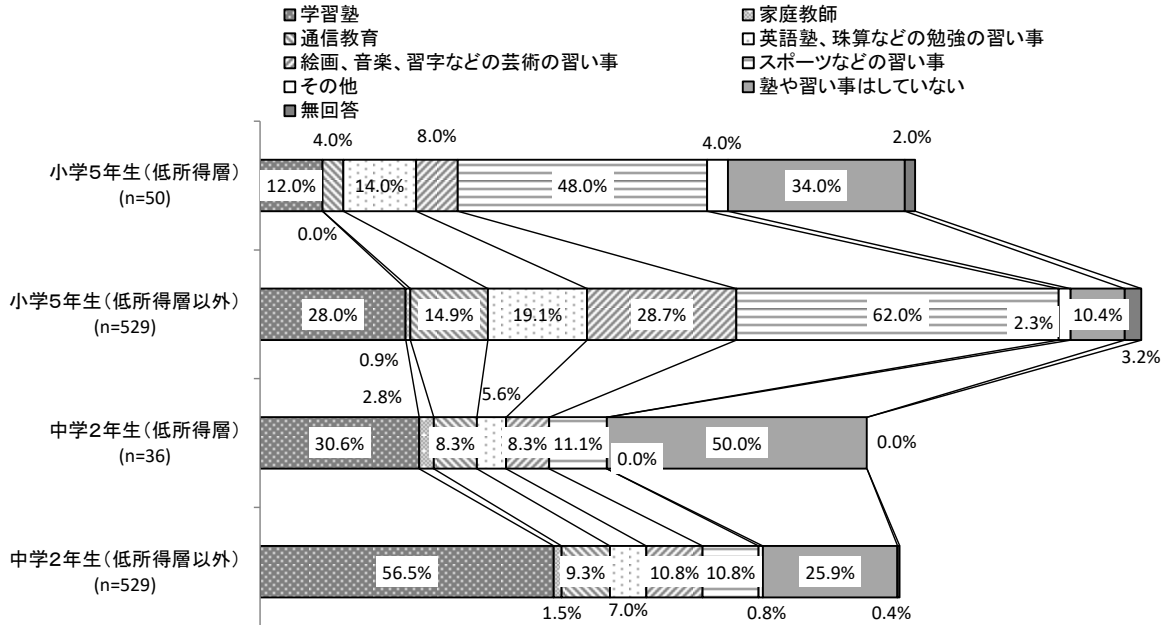

資料：吉川市子育て世帯生活実態調査

【塾や習い事をしていない理由（保護者の回答）】

＜小学５年生家庭＞

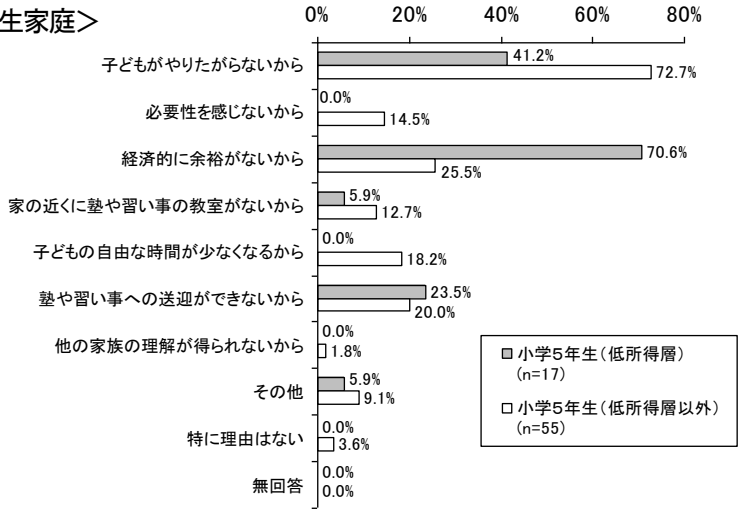

＜中学２年生家庭＞

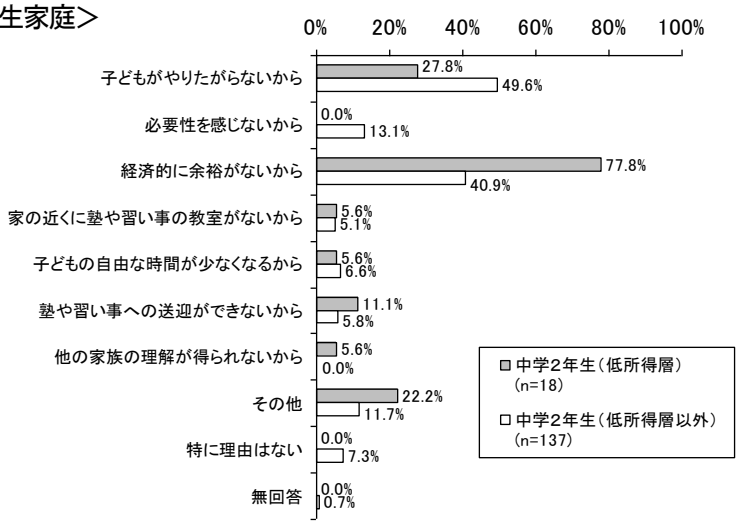

資料：吉川市子育て世帯生活実態調査

（6）平日の学習時間について

学校の授業以外で１日何時間くらい勉強するかについて、「まったくしない」と回答する割合は、低所得層以外では小学５年生、中学２年生ともに 6%未満であることに対し、低所得層では小学５年生で 12.0%、中学２年生では 25.0%となっています。

【平日の学習時間（子どもの回答）】

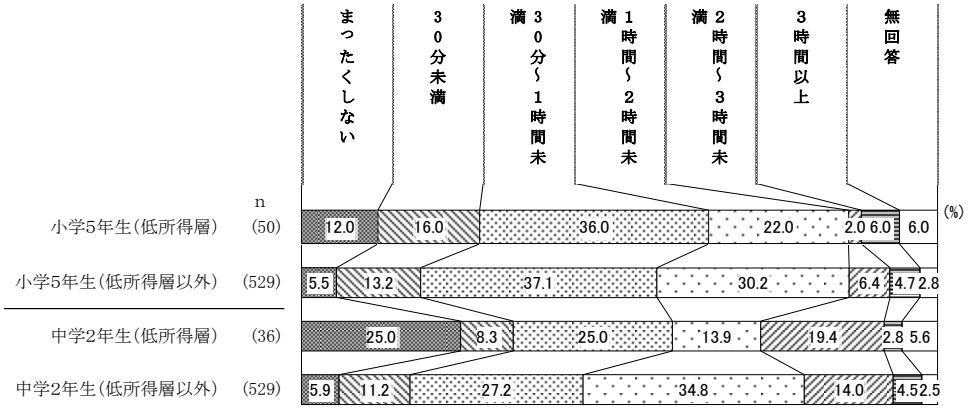

資料：吉川市子育て世帯生活実態調査

（7）希望する進路について

低所得層以外は「四年制大学卒業まで」と回答する割合が高いことに対し、低所得層は「高等学校卒業まで」と回答する割合が高くなっています。

また、「高等学校卒業まで」の回答を見ると、低所得層では小学５年生本人で 22.0%、保護者で 26.0%、さらに中学２年生では本人が 36.1%、保護者が 41.7%と本人と保護者ともに高くなっています。

なお、「四年制大学卒業まで」の回答では、低所得層以外では保護者の希望が本人と同程度かそれを上回っているのに対し、低所得層の家庭では本人の希望よりも保護者の希望が下回っている点も特徴的です。

【希望する進路（保護者・子どもの回答）】

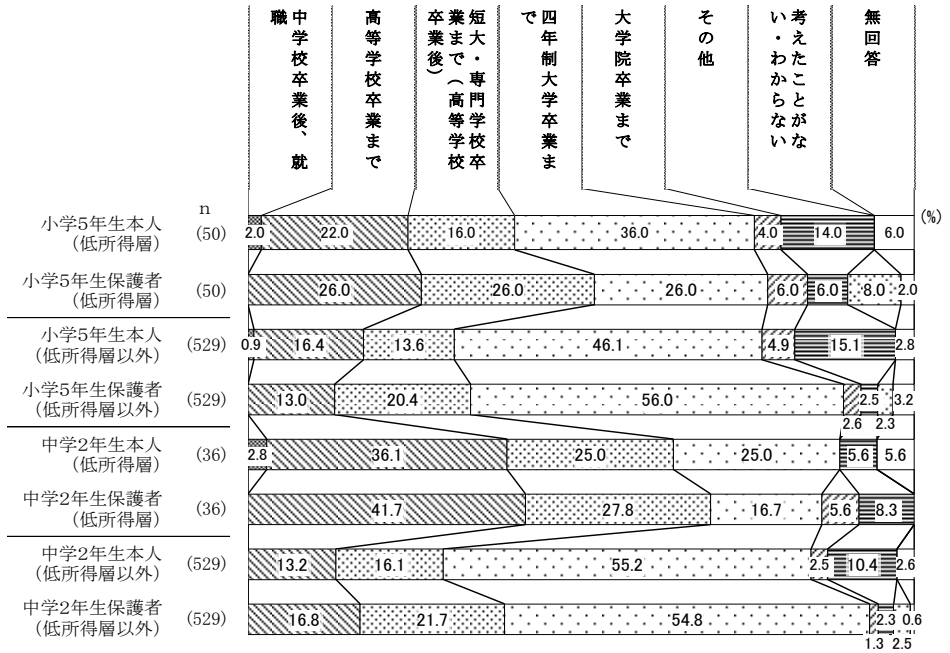

資料：吉川市子育て世帯生活実態調査

（８）経済的な理由で食料を買えなかった経験について

過去１年間の経済的困難状況について、「食料を買えなかったことが<あった>」と回答した割合は、小学５年生家庭、中学２年生家庭の低所得層では3割台となっています。

【食料を買えなかった経験(保護者の回答)】

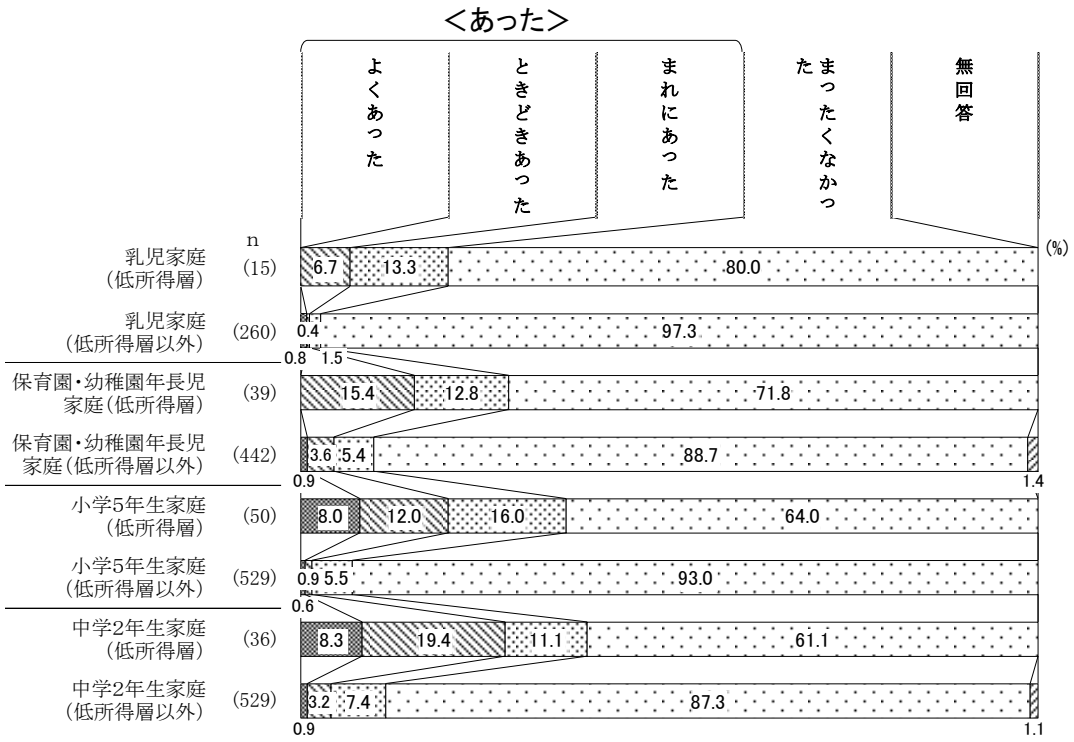

資料：吉川市子育て世帯生活実態調査

（９）むし歯の状況について

「むし歯がある」と回答した割合は、いずれの年代においても低所得層の割合が高くなっています。

【むし歯の状況(保護者・子どもの回答)】

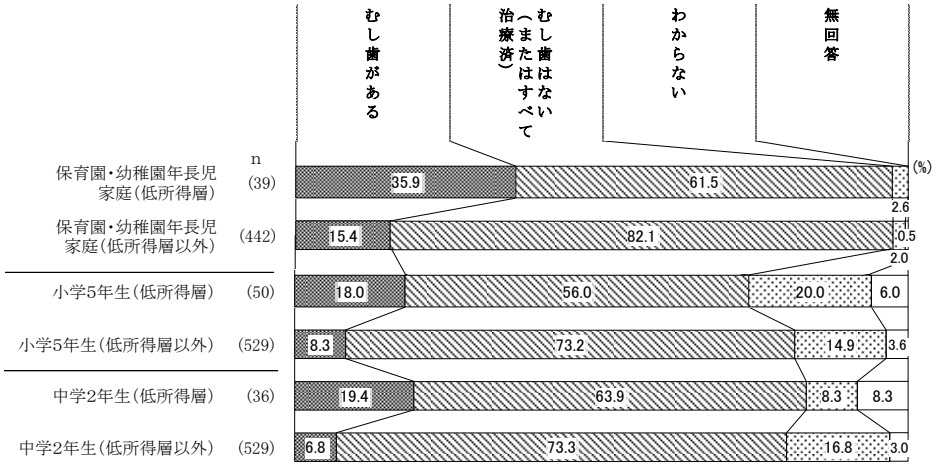

資料：吉川市子育て世帯生活実態調査

2　困難を抱える家庭の保護者の状況

（1）母子・父子家庭の割合について

平成 27 年国勢調査において、18 歳未満がいる世帯数のうち、母子・父子家庭の割合は吉川市で 6.1%と全国平均より下回っており、埼玉県と同程度となっております。

【母子・父子家庭の割合】

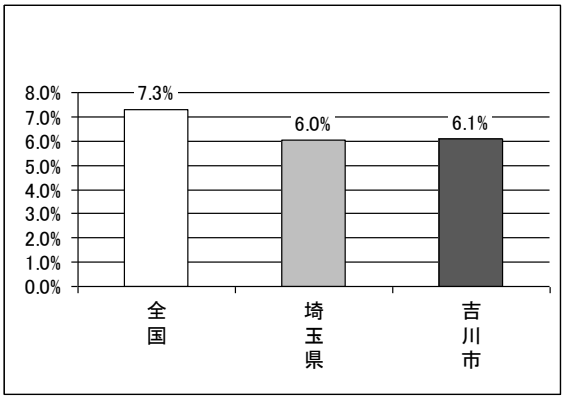

資料：平成 27 年国勢調査人口等基本集計（総務省統計局）

なお、吉川市子育て世帯生活実態調査によると、低所得層のうち、年長児家庭では 41.0%、小学５年生家庭では 66.0%、中学２年生家庭では 61.1%がひとり親家庭であると推測されます。

（2）母親が初めて親になった年齢について

初めての出産が 19 歳以下であった人は、低所得層で 9.8%と約１割を占めるのに対し、低所得層以外では 2.1%と低く、20～24 歳でも、低所得層で 29.8%と約３割であるのに対し、低所得層以外では 17.1%となり、低所得層に若年出産が多いことが特徴です。

さらに、国の人口動態統計によると、吉川市は 20～24 歳で初めて出産する母親の割合が全国や埼玉県よりも高くなっています。

【母親が初めて親になった年齢】

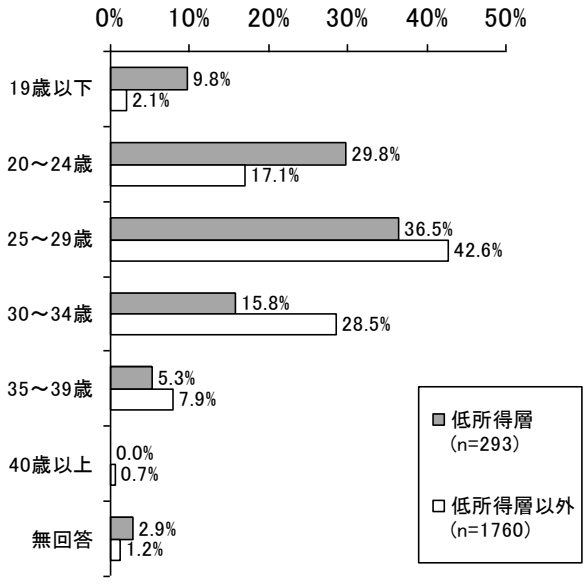

資料：吉川市子育て世帯生活実態調査

【(参考)平成２８年母の年齢(５歳階級)・出生順位別にみた第１子出生数】

	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
全国	2.1%	12.0%	31.9%	32.4%	17.0%	4.5%	0.1%
埼玉県	1.8%	11.1%	31.4%	33.4%	17.7%	4.4%	0.1%
吉川市	1.6%	14.8%	34.7%	29.9%	14.5%	4.5%	0.0%

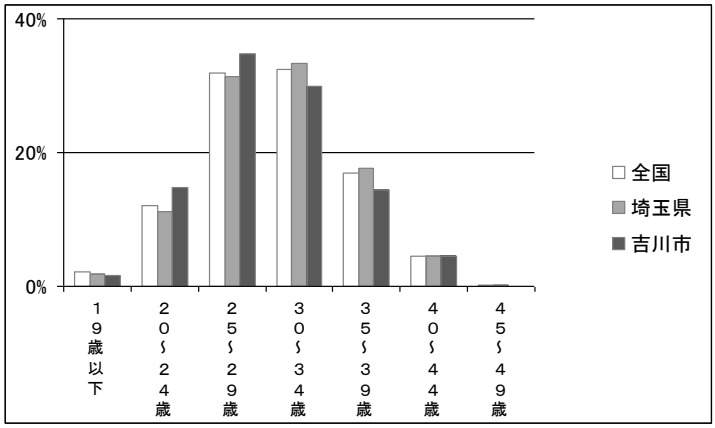

資料：（全国）人口動態統計、（埼玉県・吉川市）埼玉県保健統計年報

（３）女性の就業率や従業上の地位について

平成27年国勢調査において、吉川市の女性の就業率は49.9%と、全国や埼玉県と比較して高くなっています。

一方、従業上の地位をみると、女性の雇用者のうち、「正規の職員・従業員の割合」が38.8%と、全国や埼玉県をやや下回っていることに対し、「パート・アルバイト・その他」の割合が57.4%と上回っています。

【女性の就業率(１５歳以上人口中の就業者)】

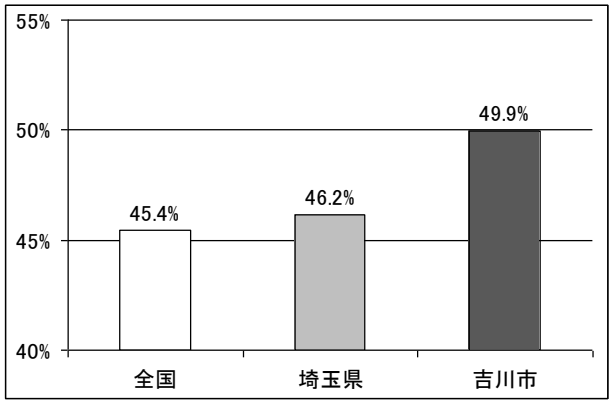

【雇用者のうち従業上の地位(女性)】

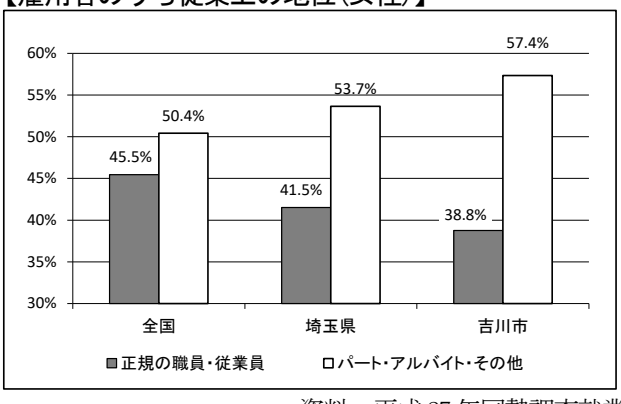

資料：平成27年国勢調査就業状態等基本集計（総務省統計局）

【保護者の職業と世帯の就労状況（保護者の回答）】

＜母親の職業＞

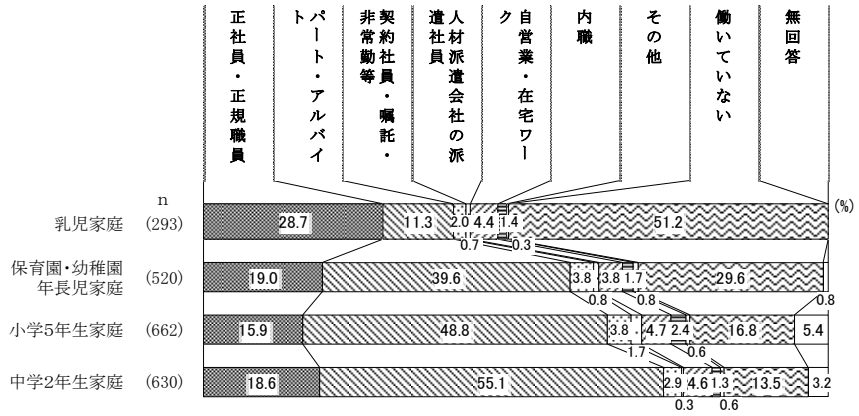

＜世帯の就労状況＞

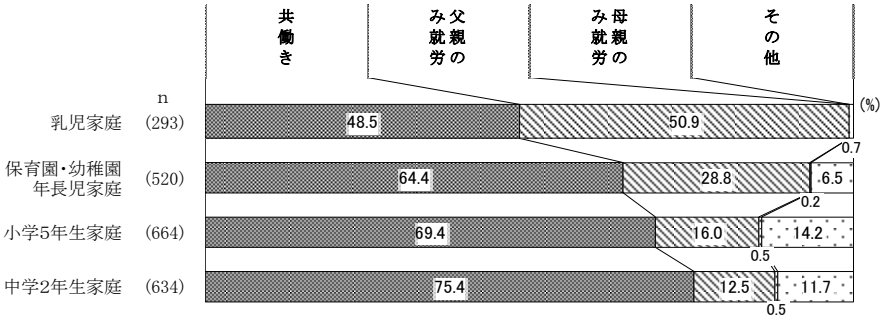

資料：吉川市子育て世帯生活実態調査

母親の職業については、「正社員・正規職員」は乳児家庭で28.7%と高く、子どもの成長につれて「パート・アルバイト」の割合が高くなり、中学2年生家庭では55.1%と5割を超えています。

（4）子育てに関する保護者の悩みについて

「子育てにかかる費用が不足している」割合は所得に関わらず子どもの成長につれて高くなり、特に低所得層ではそれが顕著に見られます。

【子育てについての悩み（保護者の回答）】

＜乳児家庭＞

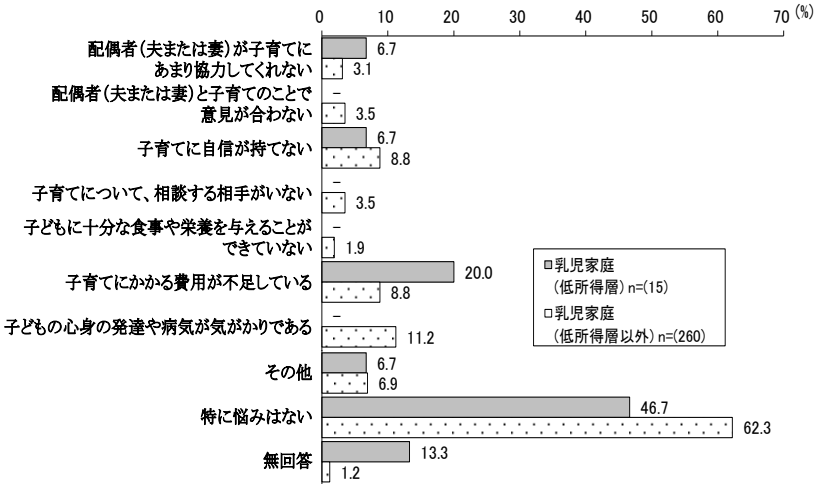

＜保育園・幼稚園年長児家庭＞

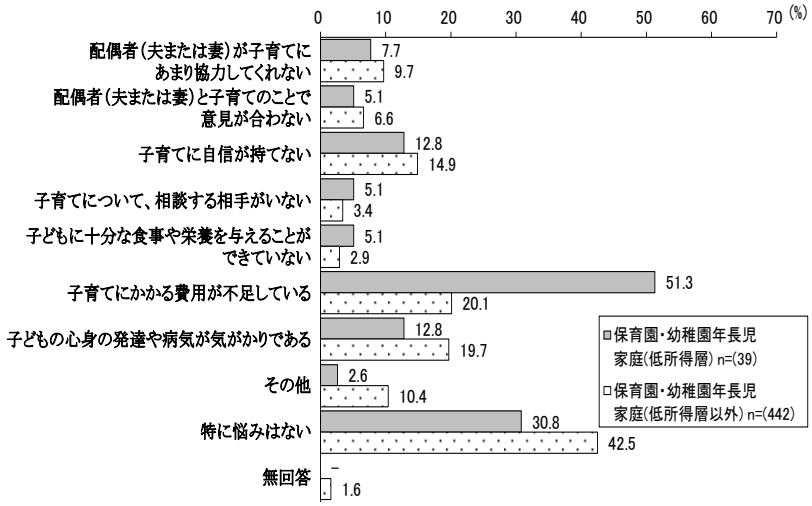

＜小学５年生家庭＞

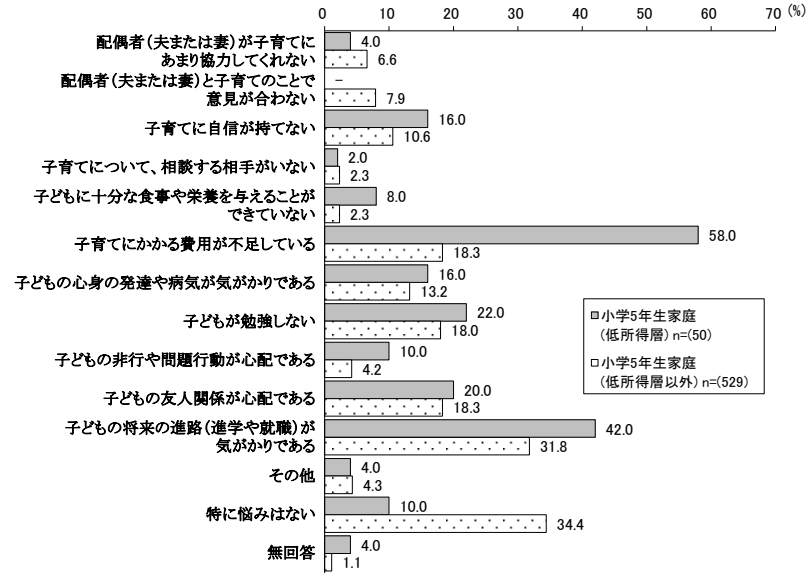

＜中学２年生家庭＞

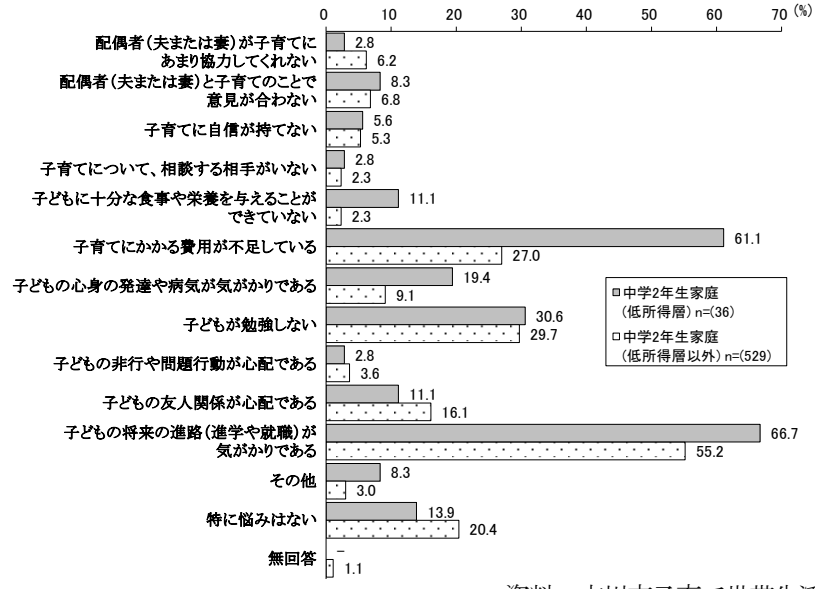

資料：吉川市子育て世帯生活実態調査

（５）子育てに関する市の取組みの利用について

各サービスの利用状況については、「子育て支援センター」以外は「利用したことはない」の回答が多くを占めます。利用したことがない理由を所得層別にみると、低所得層では「サービスを知らない」を挙げている割合が低所得層以外と比べて高いことが特徴的です。

【利用状況（保護者の回答）】

＜産前・産後ヘルプサービス＞

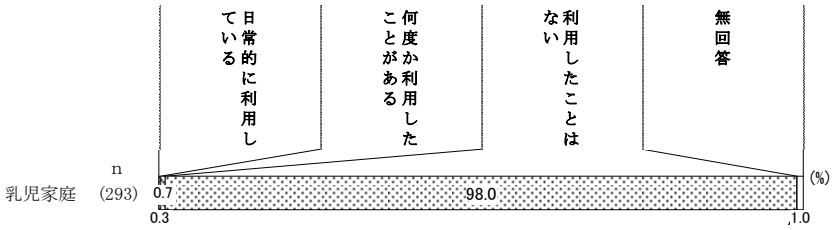

＜ホームスタート（家庭訪問型子育て支援）＞

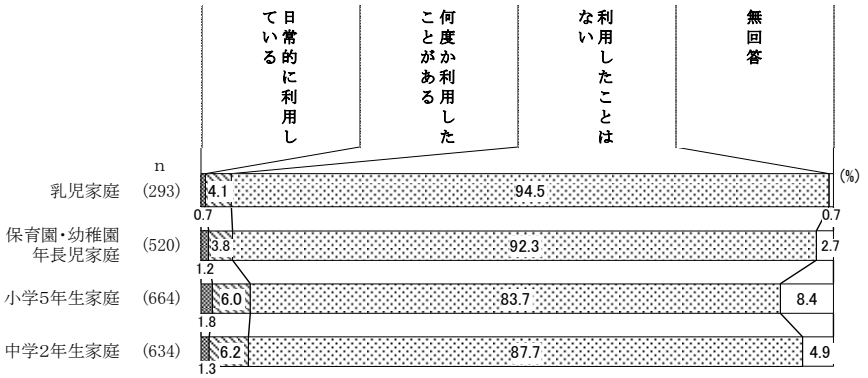

＜ファミリー・サポート・センター＞

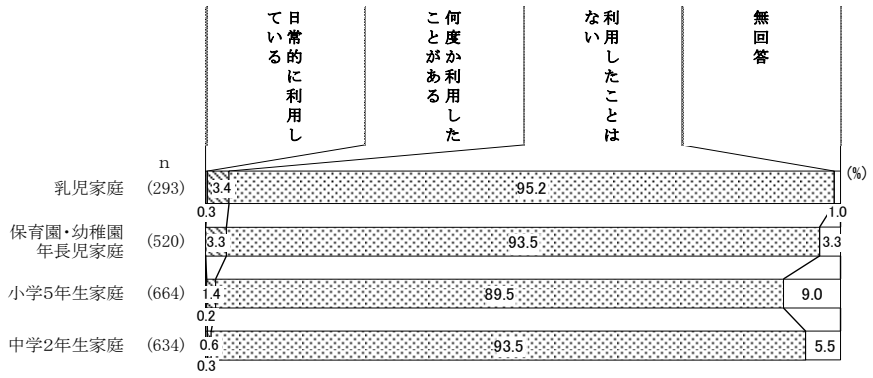

＜子育て支援センター＞

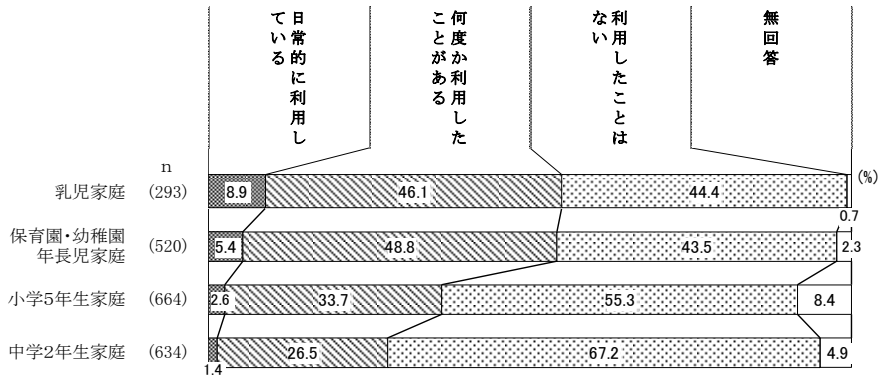

資料：吉川市子育て世帯生活実態調査

【利用したことがない理由（保護者の回答）】

＜産前・産後ヘルプサービス＞

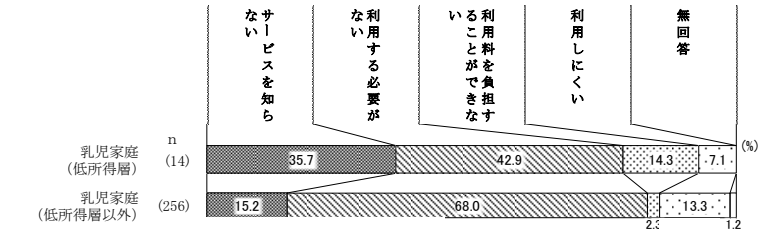

＜ホームスタート（家庭訪問型子育て支援）＞

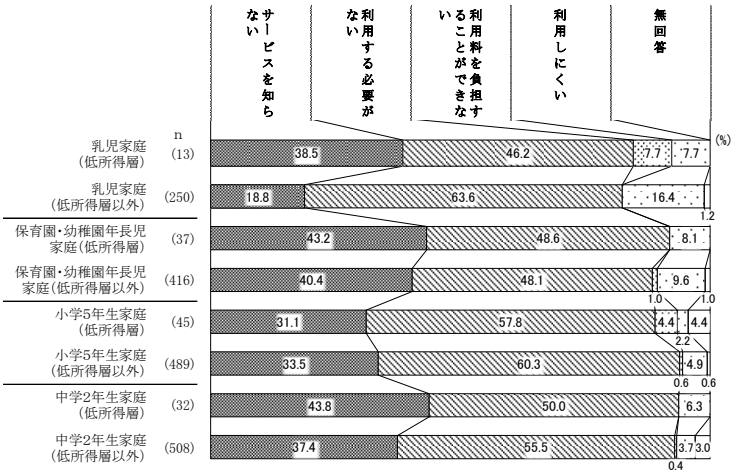

＜ファミリー・サポート・センター＞

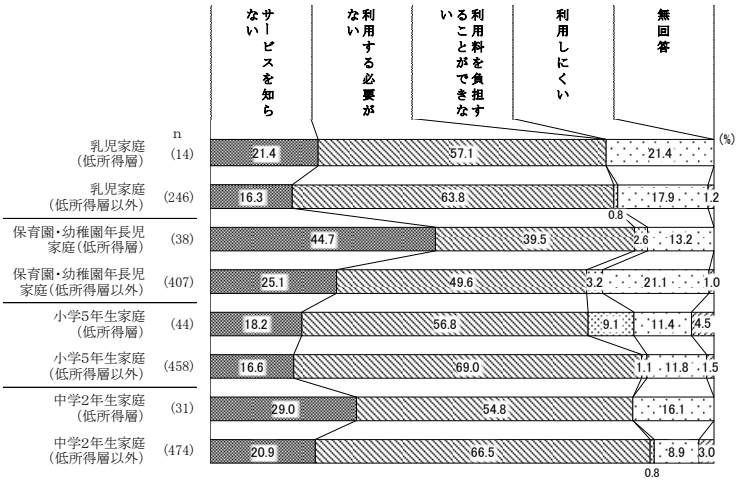

＜子育て支援センター＞

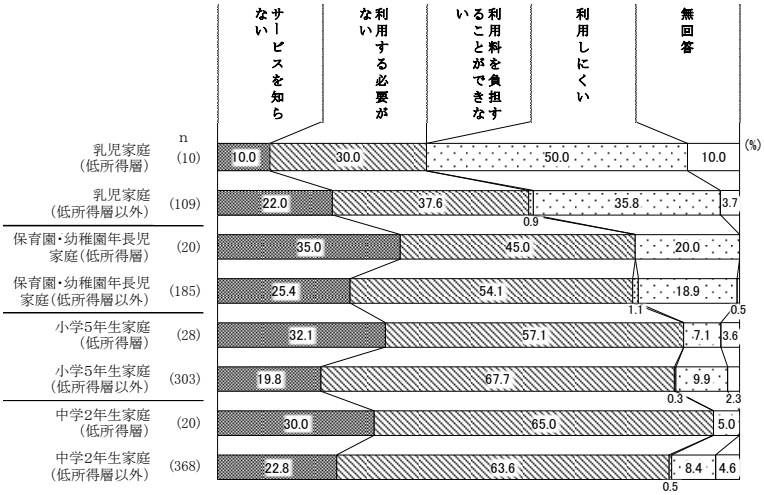

資料：吉川市子育て世帯生活実態調査

（６）虐待相談受理件数の推移

虐待相談を受理した件数(実人数)の推移は平成29年度に189人となっており、年々件数が増加しています。虐待種別で見ると、心理的虐待が平成29年度で111人と最も多く、年齢別で見ると０歳から３歳児が平成29年度で55人と、乳幼児が多い状況となっています。

【虐待相談受理件数(実人数)】

各年度3月31日時点

	H25	H26	H27	H28	H29
虐待相談件数(人)	53	62	105	186	189

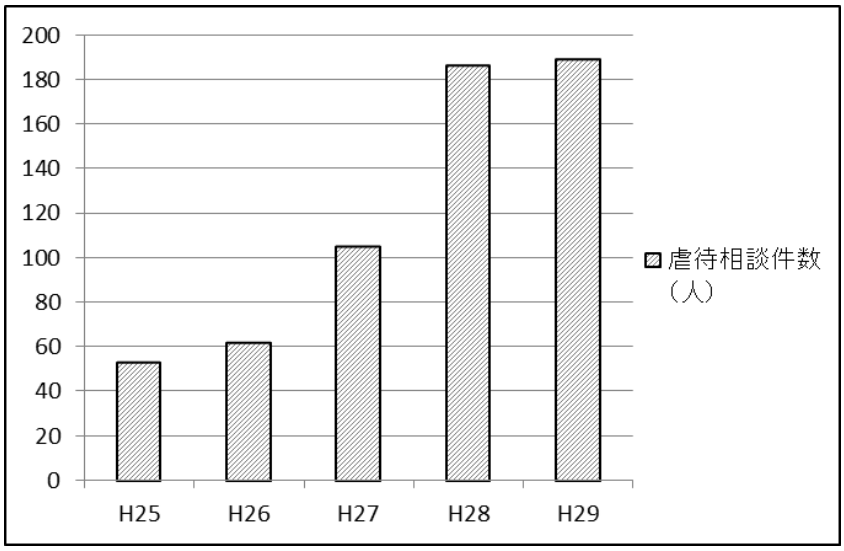

単位：人

虐待種別	H25	H26	H27	H28	H29
身体的	18	24	23	20	26
性的	2	0	0	3	1
心理的	16	24	61	123	111
ネグレクト	17	14	21	40	51
計	53	62	105	186	189

年齢別	H25	H26	H27	H28	H29
0～3歳	7	11	26	56	55
4歳～就学前児童	13	22	23	36	37
小学生	21	20	36	65	62
中学生	9	7	15	18	27
高校生・その他	3	2	5	11	8
計	53	62	105	186	189

資料：子育て支援課

3　生活困難な家庭基盤の状況

（1）生活保護世帯数の推移

平成 29 年度において、生活保護世帯のうち 18 歳未満がいる世帯が約１割となっています。また、５年間の推移として、18 歳未満がいる世帯数はほぼ横ばいとなっています。

【生活保護世帯数】

各年度3月31日時点

		H25	H26	H27	H28	H29
受給世帯数		378	397	444	473	485
	18歳未満がいる世帯数	52	49	46	41	44
	うち母子・父子世帯数	44	39	44	35	39
	うち児童数（0～17歳）	100	96	88	62	65
	うち小学生（人）	40	33	33	27	24
	うち中学生（人）	16	21	17	17	15
	うち高校生（人）	18	17	12	4	10

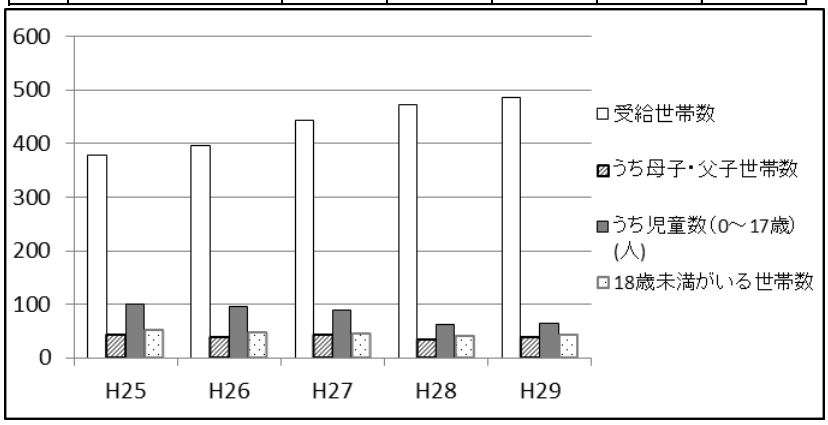

資料：地域福祉課

（2）児童扶養手当の受給者数等の推移

児童扶養手当の受給者数は、ほぼ横ばいで推移しており、平成 29 年度では 525 人となっています。

【児童扶養手当の受給者数等】

単位：人

	H26	H27	H28	H29
受給権者	624	618	608	587
受給者数	572	568	551	525
支給対象児童数	889	863	847	815
停止者数	52	50	57	62

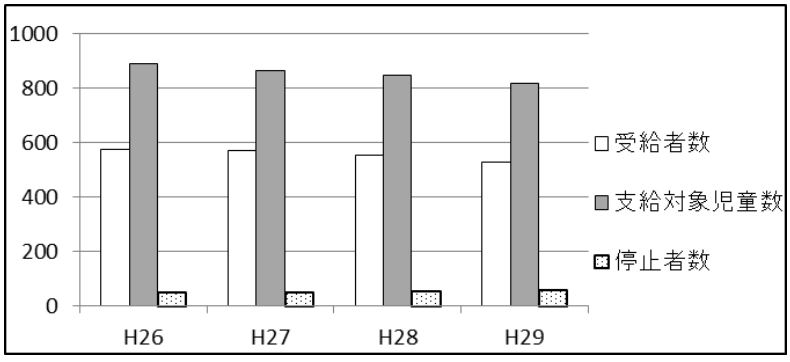

資料：子育て支援課

（３）就学援助制度の認定率の推移について

小学校・中学校の児童・生徒の就学援助の認定率は減少傾向にあります。

認定率は、小学生では８%前後、中学生では 10%前後で推移しています。

【就学援助費認定率】

小学校	H25	H26	H27	H28	H29
児童総数（人）	4,382	4,367	4,495	4,499	4,506
認定児童数（人）	357	343	349	374	339
うち生活保護受給者数	21	17	16	23	10
認定率（%）	8.15	7.85	7.76	8.30	7.50

中学校	H25	H26	H27	H28	H29
生徒総数（人）	2,072	2,111	2,108	2,134	2,069
認定生徒数（人）	257	242	223	199	202
うち生活保護受給者数	10	11	10	11	9
認定率（%）	11.90	12.40	10.58	10.40	9.76

資料：教育総務課

（４）市のサービス等の利用の状況について

就学援助費や児童扶養手当については、小学５年生家庭と中学２年生家庭の低所得層では約５割前後の家庭が利用していると回答しています。

【市のサービス等の利用状況(保護者の回答)】

＜小学５年生家庭＞

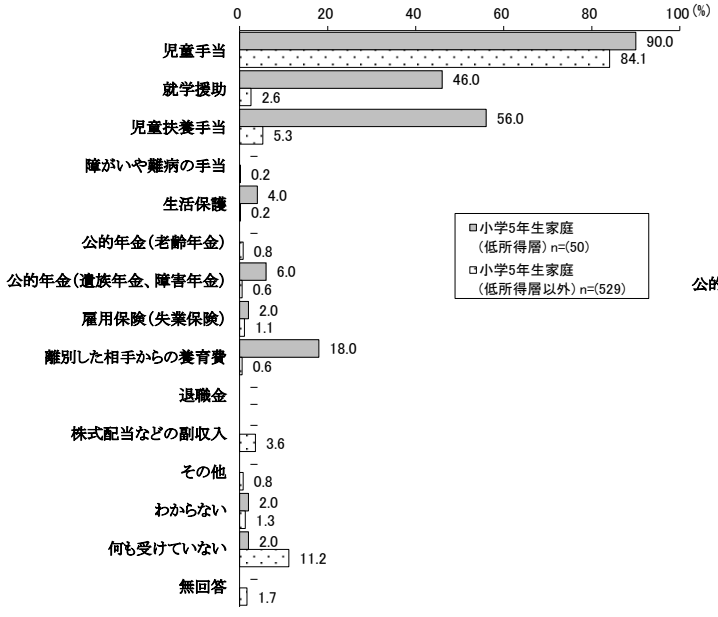

＜中学２年生家庭＞

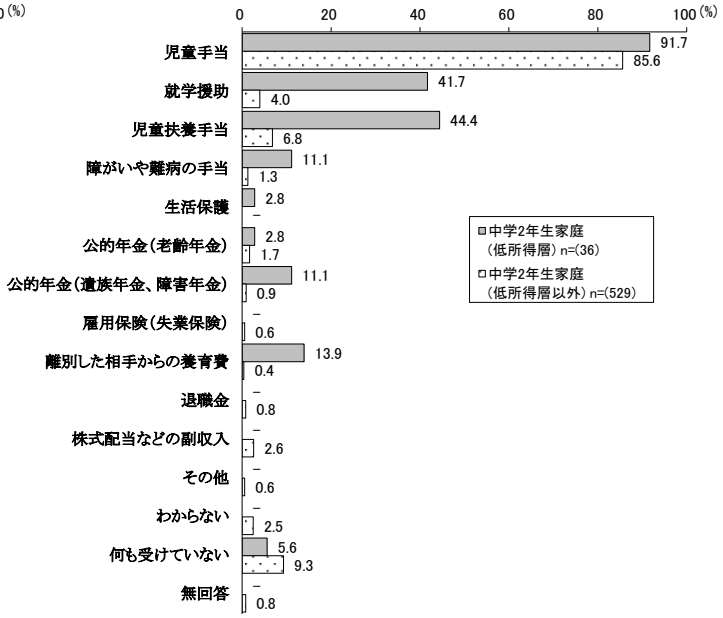

資料：吉川市子育て世帯生活実態調査

（５）手取り収入について

世帯全体の収入について、ひとり親家庭では、200 万円台以下の世帯が約４割を占めています。

【平成２８年中における手取り収入】

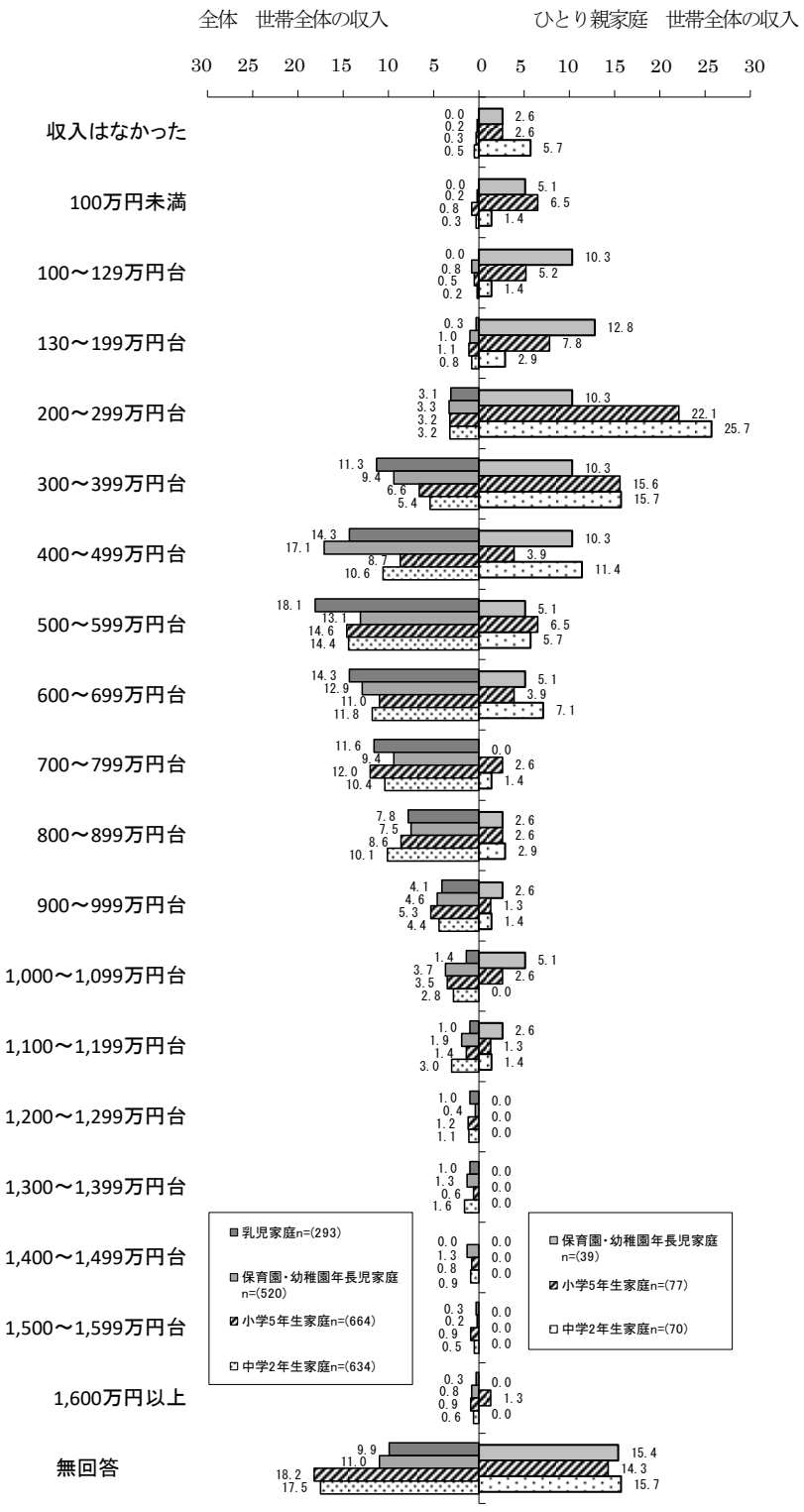

資料：吉川市子育て世帯生活実態調査

（６）借入金について

中学２年生家庭の低所得層では、日常生活のための借入金があるとする家庭が約４割を占めています。

【借入金の有無（保護者の回答）】

＜乳児家庭＞

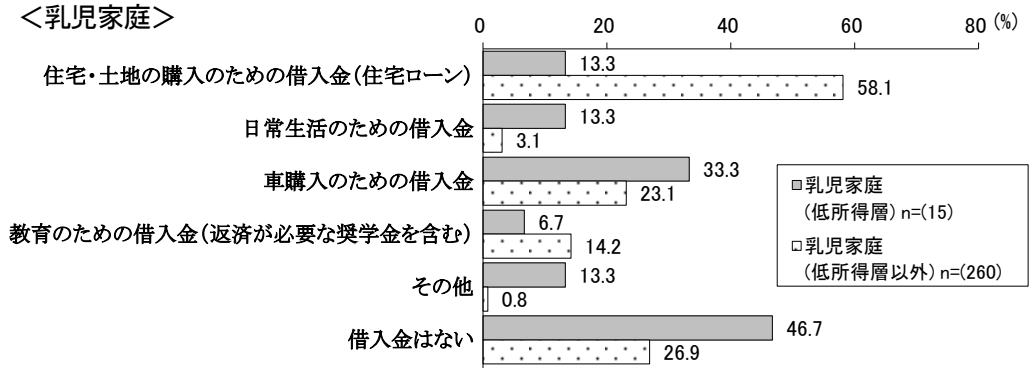

＜保育園・幼稚園年長児家庭＞

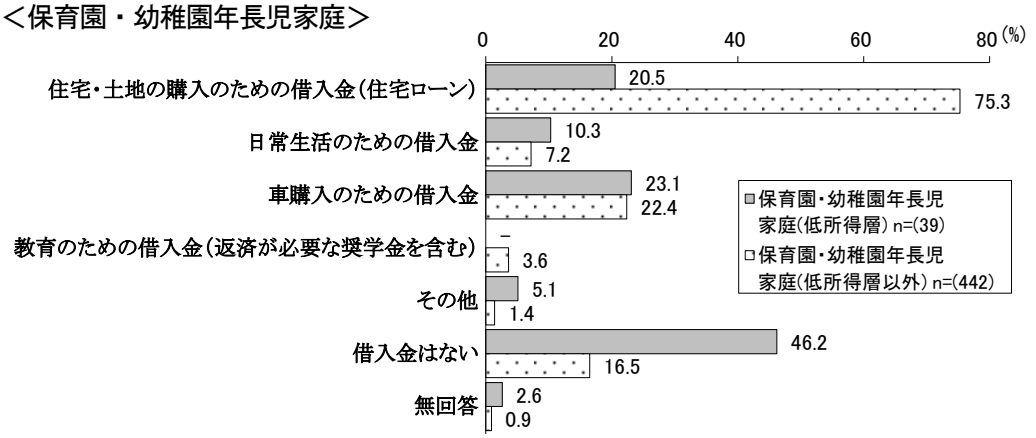

＜小学５年生家庭＞

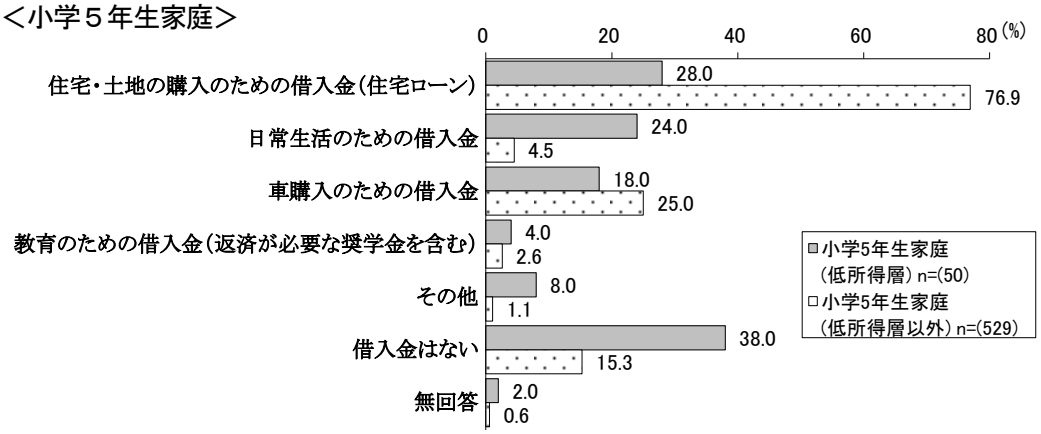

＜中学２年生家庭＞

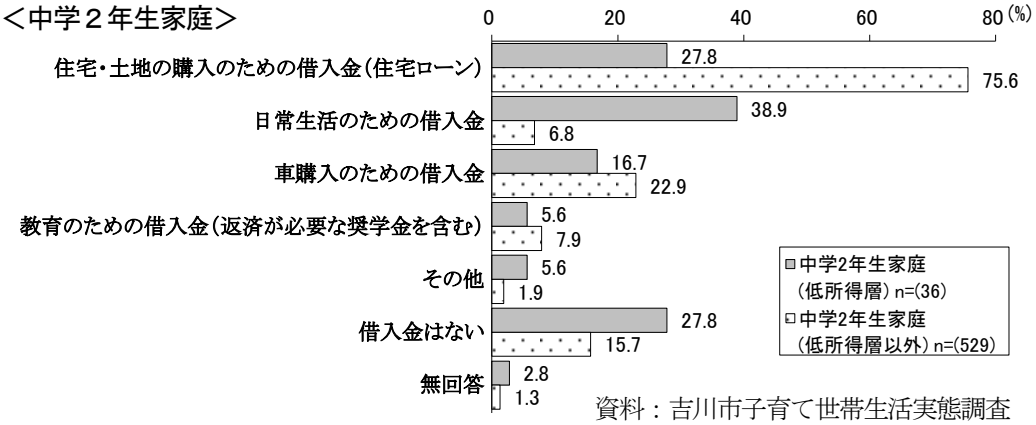

資料：吉川市子育て世帯生活実態調査

（7）貯蓄について

「ほとんど貯蓄していない」、「全く貯蓄していない」を合わせた「貯蓄をしていない」と、「今ある貯蓄を生活費に回している」という回答の割合が、低所得層以外では2～3割であることに対し、低所得層では5~7割となっており、特に小学５年生、中学２年生でその割合が高くなっています。

【貯蓄の有無（保護者の回答）】

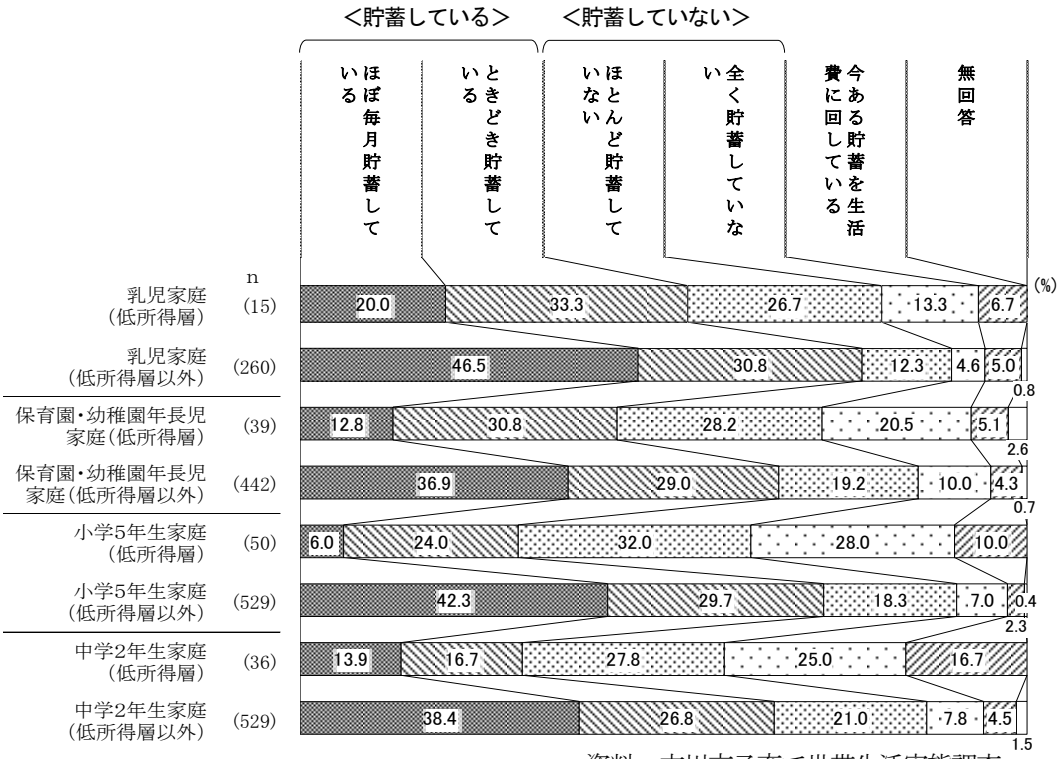

資料：吉川市子育て世帯生活実態調査

（8）経済的理由により家庭にないものについて

「急な出費のための貯金(5万円以上)」と回答した割合が、低所得層の乳児家庭で13.3%、保育園・幼稚園年長児家庭41.0%、小学５年生家庭で40.0%、中学２年生家庭で52.8%と年齢が上がるにつれて高くなります。

【経済的理由により家庭にないもの（保護者の回答）】

＜乳児家庭＞

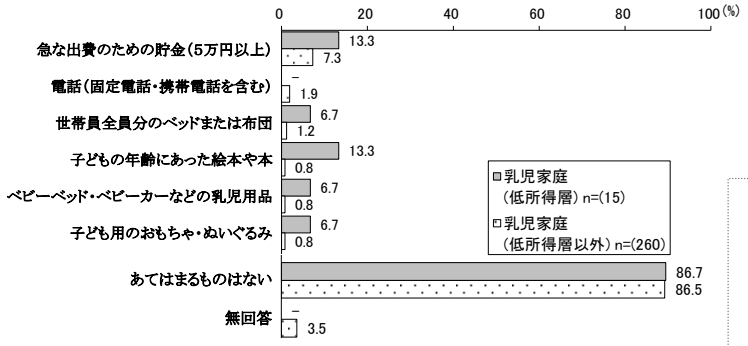

※乳児家庭では「洗濯機」「炊飯器」「掃除機」「冷房機器」「暖房機器」「電子レンジ」と回答した方はいずれも０人であったため、表示を省略しています。

＜保育園・幼稚園年長児家庭＞

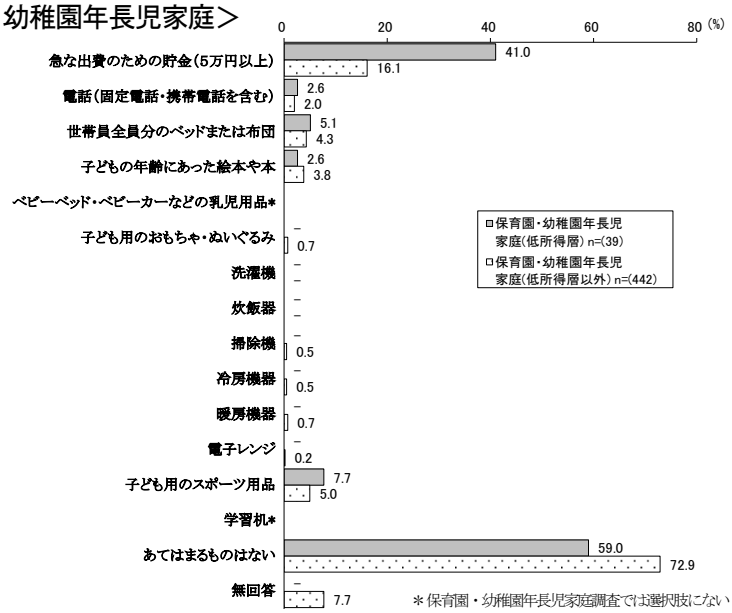

＊保育園・幼稚園年長児家庭調査では選択肢にない

＜小学５年生家庭＞

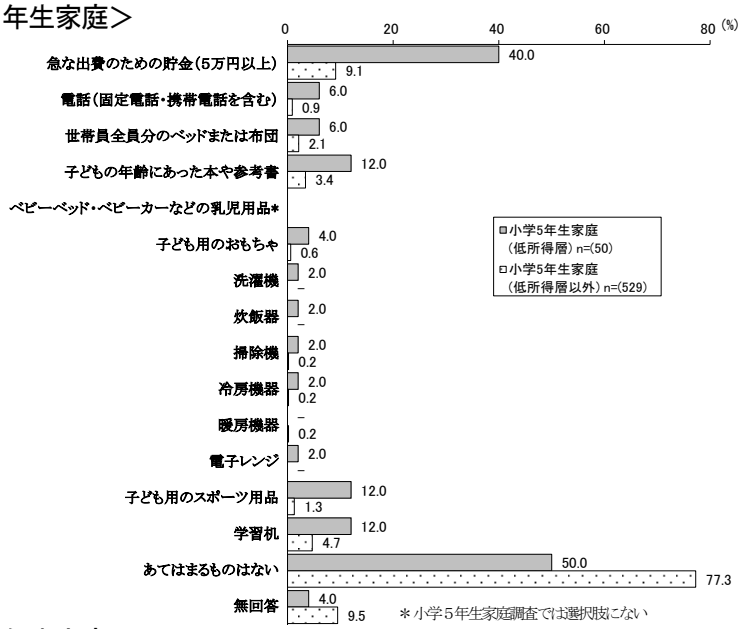

＊小学５年生家庭調査では選択肢にない

＜中学２年生家庭＞

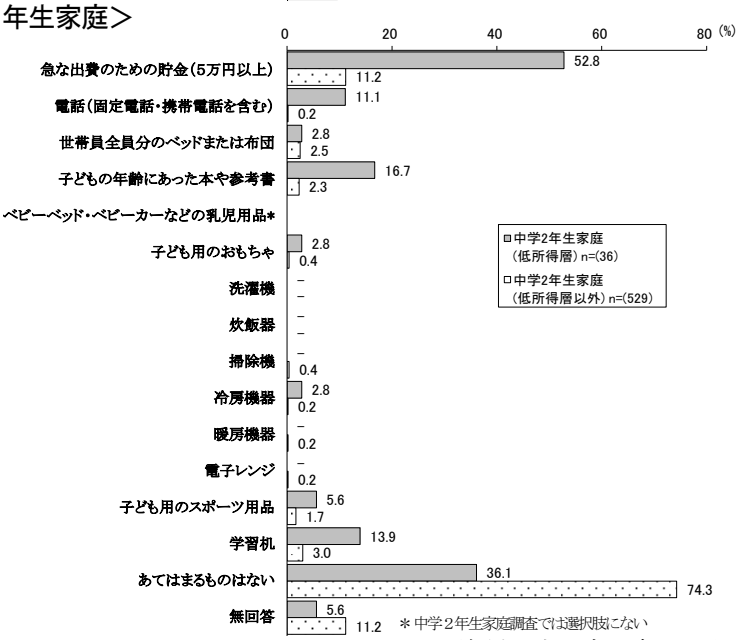

＊中学２年生家庭調査では選択肢にない

資料：吉川市子育て世帯生活実態調査

（9）現在の住居形態と持ち家、賃貸などについて

住居形態については、「あなた(または配偶者(夫または妻))の持ち家」の割合が最も高く、中学2年生家庭では81.5%となっています。

【現在の住居形態】

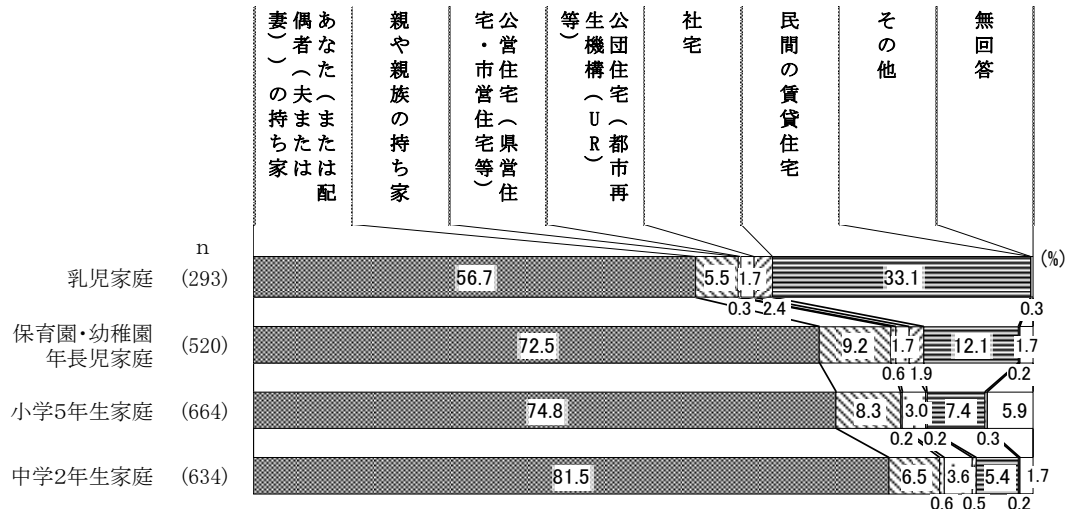

資料：吉川市子育て世帯生活実態調査

また、参考として平成25年住宅・土地統計調査によると、吉川市における主世帯(1住宅に1世帯が住んでいる世帯)のうち持ち家世帯の割合は70.7%と、全国や埼玉県と比較して高くなっています。

【主世帯のうち持ち家世帯】

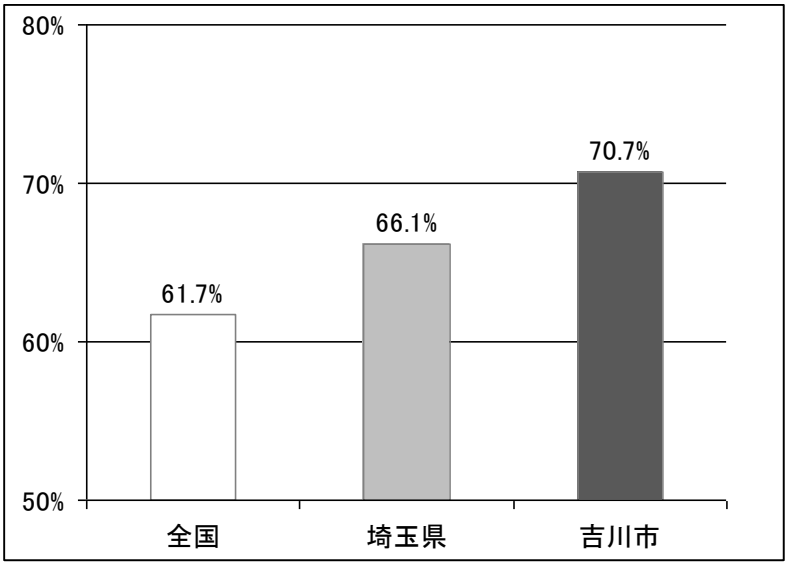

資料：平成25年住宅・土地統計調査

第3節　子どもを取り巻く課題

１　困難を抱える家庭の子どもの育ちの支援が必要

（１）子どもが健全に成長していくための支援が必要

子どもの各成長段階において、生活の困難さが、子どもの意欲や自己肯定感、生活習慣の形成をはじめとした健全な心身の発達に影響を与えてしまうおそれがあります。

（２）子どもが安心して過ごせる居場所が必要

放課後に自宅で子どもだけで過ごしたり、夕ごはんをひとりで食べている子どもが見受けられることから、子どもが家庭で長い時間ひとりで過ごし、孤立してしまっている状況がうかがえます。

（３）安心して学習に取り組める環境が必要

自分自身の学校での成績について、「下のほう」と捉える割合や、平日の学校以外での学習を全くしていない割合が低所得層では高い傾向にあり、学習に取り組む環境が整えられていないなど課題がある状況がうかがえます。

（４）若者に対する相談支援が必要

子どもに係る義務教育までの相談窓口は教育や福祉の分野で多くあるのに対し、義務教育修了後については相談できる窓口が少ないのが現状です。

２　困難を抱える家庭の保護者への生活支援が必要

（１）ひとり親家庭等に対する支援が必要

子育てに関する市の取組みについて「利用したことがない」と回答した理由として、そもそも市の取組み・サービスの内容を知らないと回答する方が一定程度いることから、必要な支援の情報が確実に届いていないことがうかがえます。

（２）保護者への就労支援が必要

女性の就労については、子どもの成長につれて非正規の割合が高くなり、中学２年生家庭では半分以上の割合を占めているため、保護者の就労が安定した収入につながっていないことが懸念されます。

（３）保護者への養育支援が必要

子どもの養育に係る知識・経験の不足や、孤立してしまうことで必要な支援の情報が届かなくなることにより、子育てに複合的な課題を抱えてしまうなど、様々な原因で養育支援が必要となっていることがうかがえます。

（４）育児に関する不安や負担の軽減が必要

子育てに関する保護者が抱える悩みでは、子育てにかかる費用の不足のほか、「子育てに自信が持てない」「子育てに家族が協力的でない」と考える保護者が多い状況にあります。

（５）児童虐待防止対策の強化が必要

児童虐待の相談件数が増加傾向にあり、支援を必要とする子どもや保護者に対して確実に支援の手が届く体制のあり方が課題となっています。

３　生活困難な家庭の生活基盤立て直しへの支援が必要

（１）安定した生活基盤とするための住居確保の支援が必要

手取りの年収について、特に、ひとり親家庭では、２００万円台以下の世帯が一定程度いることから、生活費の多くを占める家賃などへの支出が困難な状況となることが予測されます。

（２）子どもに係る費用負担を軽減するための支援が必要

貯蓄ができていない家庭は、子どもの成長につれて増加傾向となり、特に低所得層家庭では、小学５年生と中学２年生の家庭において、ともに半分以上の割合が貯蓄できていない状況にあります。子どもの成長に伴い、教育や子育てに係る費用の負担感が増加していることがうかがえます。

４　子どもの貧困対策の定着に向けた仕組みづくりが必要

（１）伴走型による支援が必要

生活困難な家庭やその子どもが、地域社会や学校生活の中で必要な情報を得られず孤立してしまうことで、必要な支援につながらず、より孤立を深めてしまうことが予測されます。

（２）地域で子どもや家庭を見守り育むことが必要

子どもが地域で孤立してしまうと、子どもにとって憧れや模範となる身近な大人と出会う機会を逸してしまうおそれがあります。

（３）関係機関の連携体制の強化が必要

生活困難な家庭の子どもの早期発見や、子どもに対する適切な支援を行っていくうえで、関係機関の連携強化や情報を確実に届けるための手法、きめ細やかな対応が図れる仕組みづくりが不可欠となっています。

（４）気づき、つなげる人材の育成が必要

子どものまわりにいる職員や教員が、生活困難な家庭やその子どもの状況に気づき、必要な支援につなげていくことが求められます。

第３章　計画の基本的な考え方

第１節　基本理念

「すべての子どもが希望をもって力強く成長していけるよう、
子どもの貧困を見逃さず、
であう・きづく・つなぐ・つながる未来へ
子どもたちを応援します。」

であう

意味ある大人との出会いは、子どもの心の成長に大きく影響を与えます。

親以外の信頼できる大人や、憧れや自分にとって模範となるロールモデルに出会う機会を広げ、多様な学びや体験を積んで、「自己肯定感」や「やり抜く力」を育んでいけるよう、直接支援することが重要です。

きづく

周囲の大人が子どもの困難さに気づくことが、子どもを負の連鎖から救い出すチャンスとなります。

特に学校や保育園、幼稚園、児童館など、子どもと日常的に接する教員や保育士、職員などが、子どもの困難さに「気づく目」を持ち、その困難さを理解し寄り添うことが重要です。

つなぐ

支援が必要な人に支援が確実に届くように、支援者は、関係機関と連携しながら適切な支援を調整し案内するとともに、様々な事情で申請にたどり着けない方には、申請手続きをサポートするなど、伴走型の支援が重要です。

また、学校現場などの教育と福祉との連携を強化し、様々な事象に対しきめ細やかな対応を図りながら、問題を顕在化させ、解決に向けて取り組むことが重要です。

つながる

生活困難を抱える子ども・家庭は、地域や学校で孤立している場合が多く、こうした孤立がさらに状況を深刻化させる要因となっています。孤立を解消させるためには、支援者が手を差し伸べるアウトリーチによる信頼関係づくりが必要です。まずは、支援者とつながることが、子どもの未来への懸け橋となります。

また、支援者同士もつながることで、支援の力は強く大きくなることから、支援者も「つながる」を意識しながら、支援の輪を広げていくことが重要です。

第２節　基本目標

基本目標１

子どもの育ちに直接つながる支援に取り組みます

【めざす姿】
子どもが健やかに成長し、それぞれの希望を実現することができる。

基本目標２

子どもを守り支える保護者への支援に取り組みます

【めざす姿】
困難を抱える家庭の保護者が必要な支援を受け、安心して子育てができる。

基本目標３

生活困難な家庭の生活基盤立て直しへの支援に取り組みます

【めざす姿】
生活困難な家庭の生活基盤が安定し、自立した生活を送ることができる。

基本目標４

支援の輪の仕組みづくりに取り組みます

【めざす姿】
地域、学校、行政などで支援の仕組みづくりを進めることで、支援の輪が広がる。

第３節　施策の体系

基本理念

すべての子どもが希望をもって力強く成長していけるよう、子どもの貧困を見逃さず、であう・きづく・つなぐ・つながる未来へ子どもたちを応援します。

基本目標	施策	取組み
1 子どもの育ちに直接つながる支援に取り組みます	1－1 子どもの成長支援	(1)子どもの健康の確保 (2)食育の推進 (3)成長段階に応じた命や性に関する教育の充実 (4)ひとり親家庭の子どもへの支援 (5)不登校・ひきこもりの子どもへの支援 (6)子どもを非行や犯罪から守るための活動の推進
	1－2 子どもの居場所づくり	(1)子どもの居場所の創出 (2)児童館の運営 (3)保育園や学童保育室での保育提供 (4)地域寺子屋への支援 (5)放課後子ども教室の実施 (6)スポーツ教室等の開催充実 (7)身近な公園の整備 (8)子ども食堂との連携
	1－3 学習・進学支援	(1)子どもへの学習支援 (2)ICT教育の推進 (3)学校における教育充実・学力向上支援 (4)外国籍等による言葉の問題のある子どもへの支援
	1－4 若者支援	(1)若者支援を担う関係機関との連携による就労支援 (2)若者相談窓口のあり方の検討 (3)若者の進学支援
2 子どもを守り支える保護者への支援に取り組みます	2－1 ひとり親家庭等に対する支援	(1)ひとり親への就労支援 (2)就労に有利な資格取得の促進 (3)ひとり親の交流機会の創出 (4)母子・父子自立支援員の配置 (5)家計管理や養育費確保の支援
	2－2 保護者への就労支援	(1)就労支援に関する相談支援・情報提供の充実 (2)資格取得や能力開発の支援 (3)労働相談の充実 (4)幼児教育の無償化制度の運用
	2－3 保護者への養育支援	(1)乳児家庭全戸訪問の実施 (2)愛着形成を基礎とした保護者と子どもの関わりの促進 (3)子育て支援センター事業の推進 (4)父親の意識向上や育児参加の推進 (5)養育・教育に関する支援 (6)家庭児童相談員の配置
	2－4 育児に関する不安・負担の軽減	(1)産前・産後ヘルプサービス事業の推進 (2)ホームスタート事業の推進 (3)ファミリー・サポート・センター事業の推進 (4)緊急サポート事業の推進 (5)児童ショートステイ事業の推進 (6)一時保育運営事業の推進 (7)病児・病後児保育事業の推進 (8)情報発信の充実・強化
	2－5 児童虐待対策の強化	(1)相談体制・啓発等の充実 (2)安全確認が必要な児童の把握 (3)児童虐待に係る関係機関の連携強化 (4)要保護児童対策地域協議会の専門性向上 (5)要援護者見守りネットワーク事業の推進

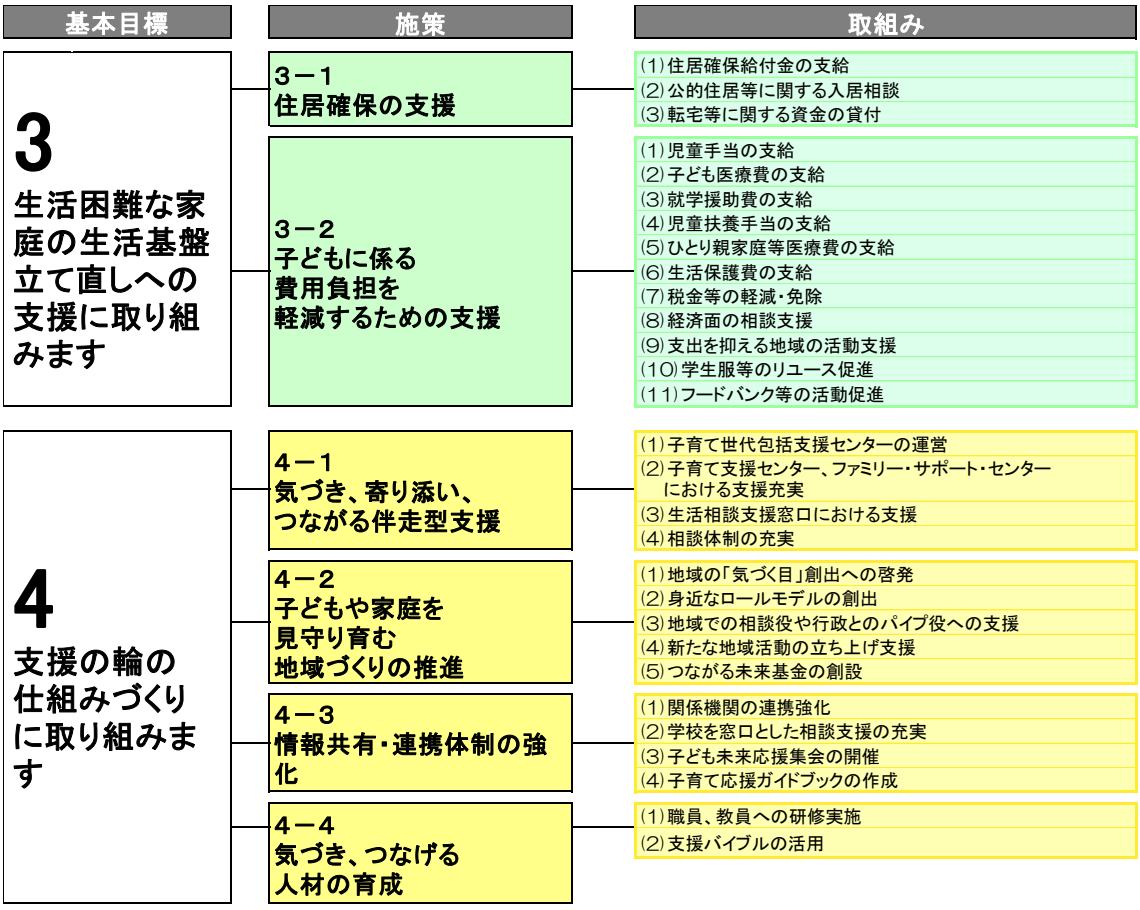
基本目標
施策
取組み
3
生活困難な家庭の生活基盤立て直しへの支援に取り組みます
3－1
住居確保の支援
(1)住居確保給付金の支給
(2)公的住居等に関する入居相談
(3)転宅等に関する資金の貸付
3－2
子どもに係る費用負担を軽減するための支援
(1)児童手当の支給
(2)子ども医療費の支給
(3)就学援助費の支給
(4)児童扶養手当の支給
(5)ひとり親家庭等医療費の支給
(6)生活保護費の支給
(7)税金等の軽減・免除
(8)経済面の相談支援
(9)支出を抑える地域の活動支援
(10)学生服等のリユース促進
(11)フードバンク等の活動促進
4
支援の輪の仕組みづくりに取り組みます
4－1
気づき、寄り添い、つながる伴走型支援
(1)子育て世代包括支援センターの運営
(2)子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターにおける支援充実
(3)生活相談支援窓口における支援
(4)相談体制の充実
4－2
子どもや家庭を見守り育む地域づくりの推進
(1)地域の「気づく目」創出への啓発
(2)身近なロールモデルの創出
(3)地域での相談役や行政とのパイプ役への支援
(4)新たな地域活動の立ち上げ支援
(5)つながる未来基金の創設
4－3
情報共有・連携体制の強化
(1)関係機関の連携強化
(2)学校を窓口とした相談支援の充実
(3)子ども未来応援集会の開催
(4)子育て応援ガイドブックの作成
4－4
気づき、つなげる人材の育成
(1)職員、教員への研修実施
(2)支援バイブルの活用

第４章　施策の展開

基本目標１　子どもの育ちに直接つながる支援に取り組みます

【基本目標のめざす姿】

子どもが健やかに成長し、それぞれの希望を実現することができる。

【課題】

（１）子どもが健全に成長していくための支援が必要

子どもの各成長段階において、生活の困難さが、子どもの意欲や自己肯定感、生活習慣の形成をはじめとした健全な心身の発達に影響を与えてしまうおそれがあります。

（２）子どもが安心して過ごせる居場所が必要

放課後に自宅で子どもだけで過ごしたり、夕ごはんをひとりで食べている子どもが見受けられることから、子どもが家庭で長い時間ひとりで過ごし、孤立してしまっている状況がうかがえます。

（３）安心して学習に取り組める環境が必要

自分自身の学校での成績について、「下のほう」と捉える割合や、平日の学校以外での学習を全くしていない割合が低所得層では高い傾向にあり、学習に取り組む環境が整えられていないなど課題がある状況がうかがえます。

（４）若者に対する相談支援が必要

子どもに係る義務教育までの相談窓口は教育や福祉の分野で多くあるのに対し、義務教育修了後については相談できる窓口が少ないのが現状です。

【施策早見表】

施策	取組み
１－１ 子どもの成長支援	(1)子どもの健康の確保 (2)食育の推進 (3)成長段階に応じた命や性に関する教育の充実 (4)ひとり親家庭の子どもへの支援 (5)不登校・ひきこもりの子どもへの支援 (6)子どもを非行や犯罪から守るための活動の推進
１－２ 子どもの居場所づくり	(1)子どもの居場所の創出 (2)児童館の運営 (3)保育園や学童保育室での保育提供 (4)地域寺子屋への支援 (5)放課後子ども教室の実施 (6)スポーツ教室等の開催充実 (7)身近な公園の整備 (8)子ども食堂との連携
１－３ 学習・進学支援	(1)子どもへの学習支援 (2)ICT教育の推進 (3)学校における教育充実・学力向上支援 (4)外国籍等による言葉の問題のある子どもへの支援
１－４ 若者支援	(1)若者支援を担う関係機関との連携による就労支援 (2)若者相談窓口のあり方の検討 (3)若者の進学支援

施策１－１　子どもの成長支援

【取組みの方向性】

取組み		取組みの内容
（１）子どもの健康の確保	継続	健康診断や家庭訪問、相談事業を通じ、育児（環境）について保護者が理解できるよう、個別性に応じたアプローチを行います。
	継続	歯科健診の受診や歯科保健指導により、歯科口腔保健を推進します。
（２）食育の推進	継続	吉川版食事バランスガイドをもとに個人にあった健全な食生活が送れるよう、パパママ学級や乳幼児健康診査、その他健診受診者へ栄養指導を行います。
	継続	学校給食センターでの体験型栄養学習システムを活用した栄養バランスチェックや、学校給食で郷土食であるなまず料理の提供などを通して、食に関して学ぶ機会を提供します。
	継続	小中学校で取り組んでいる「早寝・早起き・朝ごはん」運動を広めます。
（３）成長段階に応じた命や性に関する教育の充実	継続	自分の命や性に関わる問題について、道徳、保健、総合的な学習の時間をはじめ、全教育活動を通して指導します。
	継続	自分の命や性に関わる問題について、自分の人生設計を見通した意志決定ができるよう、必要な知識を伝える出前授業や講座などの実施を検討します。
（４）ひとり親家庭の子どもへの支援	継続	ひとり親家庭の子どもが、大人との交流を通じて、「応援してくれる大人がいる」ということを肌で感じ、知ってもらうとともに、より良い学校生活や子ども自身の将来につながる交流の場となることを期待し、スポーツや食事による交流を実施します。
（５）不登校・ひきこもりの子どもへの支援	拡大	学校に通えない子どもたちが、学習支援や体験活動などを行う適応指導教室や、家庭訪問によるアウトリーチ支援を通して、生活の改善を図り、学校復帰できるよう支援します。
	拡大	自分で不安要素を克服するプログラムを進めながら、中１ギャップなどの防止に努めます。
	継続	少年センターや小中学校配置の学校相談員、スクールソーシャルワーカーの相談技能や資質の向上を図るとともに、少年センターが核となって関係機関との連携を図り、相談内容の解決をめざします。
（６）子どもを非行や犯罪から守るための活動の推進	継続	補導パトロールやあいさつ運動、安全指導、帰宅指導などを通して、非行の未然防止や早期発見、早期対応、犯罪被害の防止を図ります。
	継続	子どもたちの下校時間や、子どもたちが集まりやすい場所を中心に、継続して見守りを行います。

【取組み指標】

指標名	当初値	目標値
乳児への安否確認実施率（乳児家庭全戸訪問・４か月児健診・家庭訪問により目視確認を実施）	100% （2017 年度）	100% （2023 年度） ※100%の継続維持をめざします

施策１－２　子どもの居場所づくり

【取組みの方向性】

取組み		取組みの内容
（１）子どもの居場所の創出	継続	市民交流センターおあしすや中央公民館など既存の公共施設や空き家などを活用して、子どもの居場所や体験の場の創出に向けた検討を行います。
	新規	地域における新たな子どもの居場所の創出に向けた動きとの連携を図ります。
（２）児童館の運営	継続	体力増進事業、体験活動事業、子育て支援事業など、健全な遊びを通して子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を援助します。
	継続	配慮や支援を要する可能性があると思われる子どもに関して関係機関に情報提供を行うなど、関係機関との連携を図ります。
	新規	地域の住民や学生ボランティアなどの協力を得て、放課後に来館する小中学生を見守り、宿題などをサポートする学習支援の場を提供します。
（３）保育園や学童保育室での保育提供	継続	保育サービスの提供により、子どもが安心して過ごせる環境を整えます。
	継続	保護者の多様な保育ニーズに対応するため、保育コンシェルジュが保護者一人ひとりに寄り添った相談を行うなど、きめ細やかに対応することで、良質かつ適切な保育を提供します。
（４）地域寺子屋への支援	継続	夏休み中の子どもの遊びや勉強の場をつくり、地域の子どもを地域の大人が見守ることで、世代間の交流が進み、地域の活性化が図られる「地域寺子屋」の開催を支援します。
（５）放課後子ども教室の実施	継続	放課後に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、「志を持った子どもたちを育てる」という理念の下、学力・体力・非認知能力のさらなる向上をめざします。
（６）スポーツ教室等の開催充実	継続	スポーツによる心身の健康づくりを通して、いつでも周囲と相談でき、多様なつながりをつくることで、地域の中での居場所づくりのきっかけをつくります。
	継続	トップアスリートによるスポーツ教室などの実施により、子どもにスポーツで夢と希望を持って成長するきっかけづくりを行います。
（７）身近な公園の整備	新規	関公園に設置するＡＳＥ施設を用いた活動に子どもたちが参加することで、遊びながら非認知能力の向上を図ります。
	拡大	子どもたちが安心して遊べるよう、公園内の施設の改修や樹木などの剪定、伐採を行うなど、順次「公園再生プロジェクト」を展開していきます。
（８）子ども食堂との連携	継続	子ども食堂が地域に根差した活動ができるよう、子ども食堂を実施する団体と日常的なつながりを持つとともに、子どもにとって身近なところに設置されるよう、様々な団体と連携を図ります。

【取組み指標】

指標名	当初値	目標値
地域寺子屋事業の実施団体数（年間）	５団体 （2018 年度）	９団体 （2023 年度）

施策１－３　学習・進学支援

【取組みの方向性】

取組み		取組みの内容
（１）子どもへの学習支援	継続	家庭の経済的な事情で学習塾などに通えない中学生や高校生などを対象に、学習支援や進学に関する支援、高等学校進学者の中途退学防止に関する支援を行います。
	継続	子どもの日常的な生活習慣の確立や居場所の提供、家庭訪問による相談などにより、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。
（２）ＩＣＴ教育の推進	継続	ＩＣＴの活用により、児童生徒の主体的な学習活動、非認知能力の向上を支援します。
	継続	民間企業と協働してタブレットＰＣを活用した授業、家庭学習支援を行います。
（３）学校における教育充実・学力向上支援	継続	児童生徒が確実に学力を身につけ、自信を持って学校生活を送ることができるように、学校に教育支援員を派遣し教員研修を行います。
	継続	「個に応じた多様な教育」「きめ細かな指導」を実現するため、少人数指導など個に応じた学習指導の充実を図ります。
（４）外国籍等による言葉の問題のある子どもへの支援	継続	言葉の問題による就学困難や就労困難を防ぐため、日本語の習得支援として日本語教室の開催や、学校において外国籍の児童・生徒に対する日本語学習支援を行います。

【取組み指標】

指標名	当初値	目標値
子どもの学習支援教室参加者のうち、進学希望の中学３年生と高校３年生が進学した割合	100% （2018 年度）	100% （2023 年度） ※100%の継続維持をめざします

◇コラム◇

「子ども食堂」とは？

　親の経済的理由などにより、満足に食事をとれなかったり、１人で食事をせざるを得なかったりする子どもがいます。また、みんなで食事をすることが好きな子どもや大人もたくさんいます。そんな多様なニーズを持った人たちが地域で食を通じてつながる。これが「子ども食堂」です。
　子ども食堂では食事と居場所を提供しています。
　　みんなの食堂「ころあい」
　　吉川団地内　毎週 月・水・金曜日 17:00～19:00
　　子ども・大人無料

「子どもの学習支援教室」とは？

・自分一人で勉強していてもなかなか進まなくて焦ってしまう
・学校の授業を聞いても、内容がよくわからない
・進学できるのか不安に感じる
・分からないけれど、誰かに相談しにくい

　吉川市では、このように勉強のことで悩んでいるにも関わらず、家庭の経済的な事情で学習塾などに通えない中学生や高校生に、無料の学習支援を行っています。
　　お問い合わせ先：吉川市役所　地域福祉課　048-982-9602

施策１－４　若者支援

【取組みの方向性】

取組み		取組みの内容
（１）若者支援を担う関係機関との連携による就労支援	拡大	就労に向けた意欲を持ちながらも、様々な理由で仕事に就くことが困難な若者に対し、合同就職説明会などの機会を通じて、自立就労支援を行う地域若者サポートステーションや、ハローワークなどの関係機関と連携を図りながら就労を支援します。
	拡大	高等学校の中途退学を事前に防ぐため、高等学校の教諭やスクールソーシャルワーカーとの連携強化を図るとともに、必要な支援を適切に関係機関へつなぐことができるよう、日頃から関係機関とのネットワークの構築に努めます。
	継続	就労に関する関係機関との連携を図りながら、若年者就職相談を行います。
（２）若者相談窓口のあり方の検討	新規	働くことへの悩みがある、コミュニケーション能力に自信がない、引きこもりがちであるなどで、悩みを抱える若者の社会参加に向けた相談窓口や居場所づくりに向けた検討を進めます。
（３）若者の進学支援	継続	奨学金制度や教育に関する貸付制度、教育資金利子補給金制度の周知などにより、若者の学びを支援します。

【取組み指標】

指標名	当初値	目標値
若年者就職相談利用者数（年間）	４人 （2017 年度）	24 人 （2023 年度）

◇コラム◇

埼玉県立吉川美南高等学校で高校生にヒアリング～若者の気持ち～

将来について考え、動き始めなくてはならない大事な時期を過ごしている若者。希望や不安の中で、何を考え必要としているのか、実際に高校生にヒアリングし、若者の意見を聞いてみました。

＜ヒアリング内容(一部抜粋)＞

Q　学校や家庭以外に、どのような居場所があったらいいですか。
A　大人と気軽に話せるところ。図書館など一人になれる場所。
Q　高校卒業後、進学・社会人になるにあたり気になることはありますか。
A　自分は社会でやっていけるのか。先輩の話を聞いてみたい。相談したい。

＜考察＞

若者は誰かと一緒にいたかったり一人になりたかったり、状況によって常に居場所を探しています。そんなときに気軽に立ち寄れて話せる居場所があったら行きたいという意見が多くありました。進路については、自分は社会人としてやっていけるのかという不安が大きいという意見がある一方、ボランティアなどに参加し、人から「ありがとう」と感謝されると嬉しく、頑張ろうと思ったなどの意見がありました。人とつながり自分と向きあうことや、経験し自分に自信をつけることは、この時期に必要なことだと感じました。

基本目標２　子どもを守り支える保護者への支援に取り組みます

【基本目標のめざす姿】

困難を抱える家庭の保護者が必要な支援を受け、安心して子育てができる。

【課題】

（１）ひとり親家庭等に対する支援が必要

子育てに関する市の取組みについて「利用したことがない」と回答した理由として、そもそも市の取組み・サービスの内容を知らないと回答する方が一定程度いることから、必要な支援の情報が確実に届いていないことがうかがえます。

（２）保護者への就労支援が必要

女性の就労については、子どもの成長につれて非正規の割合が高くなり、中学２年生家庭では半分以上の割合を占めているため、保護者の就労が安定した収入につながっていないことが懸念されます。

（３）保護者への養育支援が必要

子どもの養育に係る知識・経験の不足や、孤立してしまうことで必要な支援の情報が届かなくなることにより、子育てに複合的な課題を抱えてしまうなど、様々な原因で養育支援が必要となっていることがうかがえます。

（４）育児に関する不安や負担の軽減が必要

子育てに関する保護者が抱える悩みでは、子育てにかかる費用の不足のほか、「子育てに自信が持てない」「子育てに家族が協力的でない」と考える保護者が多い状況にあります。

（５）児童虐待防止対策の強化が必要

児童虐待の相談件数が増加傾向にあり、支援を必要とする子どもや保護者に対して確実に支援の手が届く体制のあり方が課題となっています。

【施策早見表】

施策	取組み
2－1 ひとり親家庭等に対する支援	(1)ひとり親への就労支援
	(2)就労に有利な資格取得の促進
	(3)ひとり親の交流機会の創出
	(4)母子・父子自立支援員の配置
	(5)家計管理や養育費確保の支援
2－2 保護者への就労支援	(1)就労支援に関する相談支援・情報提供の充実
	(2)資格取得や能力開発の支援
	(3)労働相談の充実
	(4)幼児教育の無償化制度の運用
2－3 保護者への養育支援	(1)乳児家庭全戸訪問の実施
	(2)愛着形成を基礎とした保護者と子どもの関わりの促進
	(3)子育て支援センター事業の推進
	(4)父親の意識向上や育児参加の推進
	(5)養育・教育に関する支援
	(6)家庭児童相談員の配置

施策	取組み
2－4 育児に関する不安・負担の軽減	(1)産前・産後ヘルプサービス事業の推進
	(2)ホームスタート事業の推進
	(3)ファミリー・サポート・センター事業の推進
	(4)緊急サポート事業の推進
	(5)児童ショートステイ事業の推進
	(6)一時保育運営事業の推進
	(7)病児・病後児保育事業の推進
	(8)情報発信の充実・強化
2－5 児童虐待対策の強化	(1)相談体制・啓発等の充実
	(2)安全確認が必要な児童の把握
	(3)児童虐待に係る関係機関の連携強化
	(4)要保護児童対策地域協議会の専門性向上
	(5)要援護者見守りネットワーク事業の推進

施策２－１　ひとり親家庭等に対する支援

【取組みの方向性】

取組み		取組みの内容
（１）ひとり親への就労支援	継続	ひとり親家庭の自立を目的として、様々な情報を効果的に得ることができるよう、就職相談会や就職支援セミナーを実施します。
（２）就労に有利な資格取得の促進	継続	就労に有利な資格や技能を習得し、安定した収入につなげるため、母子家庭の母や父子家庭の父を対象に高等職業訓練促進給付金などの給付を行います。
	継続	高等学校を卒業していない等のひとり親家庭の親とその子ども（20歳未満）が高等学校卒業程度認定試験の合格をめざす場合に、認定試験の対策講座の受講費用の一部を支給します。
（３）ひとり親の交流機会の創出	新規	ひとり親家庭が互いの悩みを打ち明けたり相談し合ったりする交流機会を創出し、ひとり親家庭の情報交換や交流の促進を図ります。
（４）母子・父子自立支援員の配置	継続	電話相談や来所相談などにより、様々な問題について、母子・父子自立支援員がともに考え、伴走型の支援を行います。
	継続	ひとり親に対する効果的な情報提供のあり方を検討し、相談しやすい体制を構築するほか、個々の状況に応じてきめ細やかに対応します。
（５）家計管理や養育費確保の支援	継続	家計管理や養育費の請求など、必要な手続きに関して情報提供などの支援を行います。
	継続	養育費に関する専門知識を有する相談員の資質向上に努めます。
	継続	養育費に関する手引きやリーフレットを作成し、効果的に周知を図ります。

【取組み指標】

指標名	当初値	目標値
ひとり親の交流会の開催数（年間）	―	４回 （2023 年度）

◇コラム◇

「未来への輪　よしかわ」事業

市内のひとり親家庭の子どもたちが大人たちとの交流を通じて、よりよい学校生活や子ども自身の将来につながる交流の場となるように、スポーツ交流や食事交流を実施する事業です。

これまでのスポーツ交流ではバスケットボールやドロケイ・宝探しなどのレクリエーションを行い、食事交流では、カレー作りの準備から後片付けまでを行いました。

＜参加者の感想＞
- みんなでつくったカレーライス！とてもおいしくてほっぺがおちそう！
- ドロケイやバスケをやって、走って汗だくになった。
- みんなで遊ぶと２倍楽しかった！
- 最初は仲良くなれるか心配だったけどみんなと仲良く遊べたので本当に良かった。

参加者全員が
「また参加したい！」と言ってくれました。

施策２－２　保護者への就労支援

【取組みの方向性】

取組み		取組みの内容
（１）就労支援に関する相談支援・情報提供の充実	継続	ハローワークなど関係機関と連携し、就職相談の実施、就職セミナーの開催、求人情報の提供などを行います。
	継続	相談員が生活や仕事の悩みに耳を傾け、生活の立て直しや就労などの問題の解決に向けて寄り添って支援を行います。
	拡大	テレワークの促進を図るなど、個々の希望に応じた多様な働き方を支援します。
（２）資格取得や能力開発の支援	継続	ひとり親家庭の母または父が、資格取得のために養成機関などで１年以上修業する場合に給付金を支給します。
	継続	ひとり親家庭の母または父が、就労に役立つ看護師などの資格、技能を身に付けるために、教育訓練を受けて修了した場合にその受講費用の一部を支給します。
（３）労働相談の充実	継続	労働相談の充実により、適切な労働環境を実現し、適正な賃金とワークライフバランスの充実により親が子どもへ関わりを持てる時間を確保します。
（４）幼児教育の無償化制度の運用	新規	国が対象とする就学前教育（保育園、幼稚園、認定こども園など）の無償化制度を適切に運用することにより、就学前の保護者の負担を軽減し、就労を支えます。

【取組み指標】

指標名	当初値	目標値
ひとり親に対する就労に関する相談会・セミナー等の開催回数（年間）	４回 （2018 年度）	８回 （2023 年度）

◇コラム◇

ひとり親への就労支援は何をしているの？

ひとり親家庭の自立を目的として、就職相談会や就職支援セミナーを実施しています。

＜就職相談会とは＞

ハローワーク越谷の就職支援ナビゲーターが吉川市役所で出張相談を行います。

就職・転職・資格取得などを考えている方が、吉川市役所内で就職支援ナビゲーターと求人票をみながら相談することができ、普段忙しくハローワークに行く時間がない方や、ハローワークまで足を運ぶことが困難な方にとって、就職への第一歩へとつながるものです。

★この相談会に参加したことで、就職できたという声もいただきました！

＜就職支援セミナーとは＞

子どもの教育費や進学に必要な貸付や奨学金に関連したお話など、子育て中の保護者が抱える悩みに寄り添ったセミナーを行います。

≪参加者の感想≫

・教育費については漠然とした不安があったが、具体的に知ることができて大変勉強になった。
・頑張っていこうという気持ちになった。
・今後の生活を見直す良い機会となった。

施策２－３　保護者への養育支援

【取組みの方向性】

取組み		取組みの内容
（１）乳児家庭全戸訪問の実施	継続	保護者が安心・安全に子育てできるよう、保健師や助産師などが生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴、相談、子育て支援に関する情報提供などを実施します。
（２）愛着形成を基礎とした保護者と子どもの関わりの促進	継続	ヘルパーが家事や育児の援助などを行う産前・産後ヘルプサービス事業や、家庭訪問型のホームスタート事業などを通じて、保護者の出産・育児への不安を取り除きます。
	継続	乳幼児期に、保護者が愛着形成を基礎として子どもと関わることができるよう、子育てサークルや子育て支援センターなどでの交流を促進します。
	継続	妊娠期や乳幼児期の様々な相談場面を通じて、保健師などによる支援を行います。
	継続	子どもの問題行動に対処できるように、家族との上手なコミュニケーション方法を学べる子育て講座を、定期的に開催します。
（３）子育て支援センター事業の推進	継続	子育て中の保護者が子どもと一緒に気軽に立ち寄れる場所を提供し、子育てに関する情報提供を行うとともに、保護者同士の交流や情報交換を図りながら、子育て相談、体験を通して親子で遊ぶ楽しさを学ぶ子育て講座、各地域に向けた出前講座などを実施します。
（４）父親の意識向上や育児参加の推進	継続	出産を控えた父親・母親を対象とした妊娠・出産に関する知識を学ぶパパママ学級を開催します。
	継続	父親の育児参加を推進するため、父親のための子育て講座を開催します。
（５）養育・教育に関する支援	継続	子育てに対して不安や孤立感などを抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者などによる育児・家事の援助、保健師による養育支援訪問を行います。
	継続	家庭や保護者の教育力の向上を支援するため、家庭教育アドバイザーにより、「親の学習」講座における助言や子育て相談の実施などを行います。
（６）家庭児童相談員の配置	継続	子育てをしている保護者の悩みや不安を解消するため、関係機関と連携を図りながら相談支援を行います。
	継続	小学校、児童館などで行う出張相談の場所や日程など、相談の実施方法や体制の充実を図ります。

【取組み指標】

指標名	当初値	目標値
子育て支援センターの全体の利用者数（年間）	24,948 人（2017 年度）	26,000 人（2023 年度）

施策２－４　育児に関する不安・負担の軽減

【取組みの方向性】

取組み		取組みの内容
（１）産前・産後ヘルプサービス事業の推進	継続	妊婦中や出産後１年未満の児童を養育する保護者に対して、ヘルパーが利用者宅へ出向き、家事や育児の援助を行います。
（２）ホームスタート事業の推進	継続	研修を受けた地域ボランティア（ビジター）が妊娠中や未就学児のいる家庭を訪問し、話を聴いたり一緒に家事や育児をすることで、子育て中の保護者の気持ちに寄り添い、支援します。
（３）ファミリー・サポート・センター事業の推進	継続	小学校 ６ 年生までの子どもを持つ子育て家庭を対象として、保育園、幼稚園、学童保育室への送迎や、送迎後の一時預かりなど、子育てのために必要な援助を協力会員が保護者に代わって行います。
	継続	保育園、家庭保育室、病児・病後児保育室、学童保育室、緊急サポートセンター、子育て支援センターなどと連携し、調整を円滑に図りながら地域における子育てを支援します。
（４）緊急サポート事業の推進	継続	病児・病後児の預かり、早朝・夜間などを含む緊急時や、宿泊を伴う児童の預かりなどの援助を行います。
（５）児童ショートステイ事業の推進	継続	社会的事由によって家庭における児童の養育が困難となった３歳未満の児童の養育を一時的に行います。
（６）一時保育運営事業の推進	継続	保護者の就労や出産などにより、一時的に保育が必要な乳幼児を保育します。
（７）病児・病後児保育事業の推進	継続	児童が病気または病気の回復期にあり、医療機関による入院加療の必要はないが、安静を要するため、普段通っている保育施設などに通所できないときに、専用施設内において一時預かりを行います。
（８）情報発信の充実・強化	継続	広報紙、市公式ホームページなどによる情報発信の充実を図ります。
	継続	ＳＮＳやアプリケーションなどを活用し、効果的な情報発信を行います。

【取組み指標】

指標名	当初値	目標値
ファミリー・サポート・センター協力会員数（年間、両方会員含む）	230 人 （2017 年度）	250 人 （2023 年度）

施策２－５　児童虐待対策の強化

【取組みの方向性】

取組み		取組みの内容
（１）相談体制・啓発等の充実	継続	支援が必要な児童や保護者に対し、社会資源の調整、相談、家庭訪問などを通じて支援を行います。
	継続	市民まつりや子育て講座などにおいて、幅広く児童虐待防止に向けた啓発を行います。
	継続	夫婦、家庭、自分の生き方など女性が抱える悩みなどの女性総合相談を行います。
（２）安全確認が必要な児童の把握	新規	健康診査の未受診者、未就園児、不就学児などの実態の把握に努め、未受診児（家庭）への受診勧奨や家庭への支援体制の構築につなげます。
（３）児童虐待に係る関係機関の連携強化	継続	支援が必要とされる児童や保護者を適切な支援につなげていくため、複数の関係機関による連携を強化します。
	継続	情報の共有化を通じて、各関係機関の役割分担について共通理解を進めます。
（４）要保護児童対策地域協議会の専門性向上	継続	関係機関で構成される要保護児童対策地域協議会において、必要な協議、検討を行い、支援策を講じます。
	継続	要保護児童対策地域協議会において、調整機関に児童福祉司などの専門職を配置するなど、適切に対応できる体制を構築します。
	継続	職員の技能・資質の向上を図るため、専門職員研修などの受講に努めます。
（５）要援護者見守りネットワーク事業の推進	継続	市と協定事業所、関係機関が連携して、虐待、ひきこもり、孤立などの恐れのある家庭の異変を早期に発見し、必要な対策につなげるとともに、被害などを未然に防ぐ対策を行います。
	継続	市民に対し見守りの理解を広げ、重層的な見守り体制を構築します。

【取組み指標】

指標名	当初値	目標値
要保護児童対策地域協議会個別ケース会議開催数（年間）	38 回 （2017 年度）	45 回 （2023 年度）

◇コラム◇

要保護児童対策地域協議会とは？

児童虐待などで保護を要する児童、支援が必要とされる児童や保護者に対し、複数の機関で援助を行うための法定化されたサポートネットワークです。

＜業務＞
- 要保護児童の適切な保護を図るための情報交換
- 要保護児童に対する援助内容に関する協議

＜協議会で管理するメリット＞
- 他機関の多くの目により、虐待を早期に発見できる。
- 各関係機関などの連携による情報の共有化・支援方針の共有化が図れる。
- 情報共有化を通じて、各機関の役割・責任範囲を明確化するとともに、関係者の協力意識を向上できる。

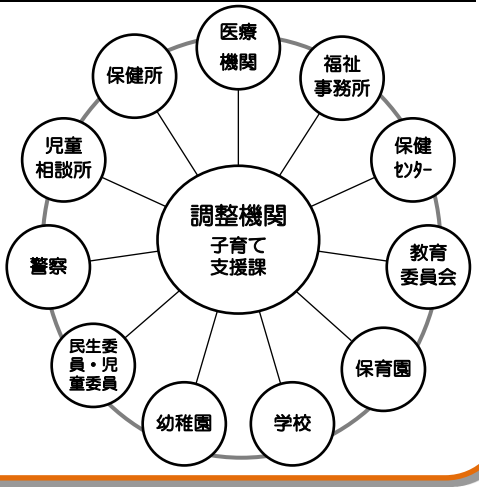

基本目標３　生活困難な家庭の生活基盤立て直しへの支援に取り組みます

【基本目標のめざす姿】

生活困難な家庭の生活基盤が安定し、自立した生活を送ることができる。

【課題】

（１）安定した生活基盤とするための住居確保の支援が必要

手取りの年収について、特に、ひとり親家庭では、２００万円台以下の世帯が一定程度いることから、生活費の多くを占める家賃などへの支出が困難な状況となることが予測されます。

（２）子どもに係る費用負担を軽減するための支援が必要

貯蓄ができていない家庭は、子どもの成長につれて増加傾向となり、特に低所得層家庭では、小学５年生と中学２年生の家庭において、ともに半分以上の割合が貯蓄できていない状況にあります。子どもの成長に伴い、教育や子育てに係る費用の負担感が増加していることがうかがえます。

【施策早見表】

施策	取組み
３－１ 住居確保の支援	(1)住居確保給付金の支給 (2)公的住居等に関する入居相談 (3)転宅等に関する資金の貸付
３－２ 子どもに係る 費用負担を 軽減するための支援	(1)児童手当の支給 (2)子ども医療費の支給 (3)就学援助費の支給 (4)児童扶養手当の支給 (5)ひとり親家庭等医療費の支給 (6)生活保護費の支給 (7)税金等の軽減・免除 (8)経済面の相談支援 (9)支出を抑える地域の活動支援 (10)学生服等のリユース促進 (11)フードバンク等の活動促進

施策３－１　住居確保の支援

【取組みの方向性】

取組み		取組みの内容
（１）住居確保給付金の支給	継続	離職などにより住居を失った方、または失う恐れのある方に対して、就職に向けた求職活動をすることなどを条件に、一定期間において家賃相当分の住居確保給付金を支給し、就職に向けた支援を行います。
（２）公的住居等に関する入居相談	継続	経済的に困窮している子育て世帯など、公的住宅等の入居希望者に対し、窓口や市公式ホームページなどを通じて入居募集の案内を行います。
（３）転宅等に関する資金の貸付	継続	母子及び父子並びに寡婦の経済的自立や、扶養している子どもの福祉増進のために、必要な資金として、住宅の移転に際して必要な敷金、運送費等の資金の貸付制度を周知します。

【取組み指標】

指標名	当初値	目標値
住居確保給付受給者数（年間）	３人 （2017 年度）	５人 （2023 年度）

◇コラム◇

就学援助制度とは？

就学援助制度とは、経済的な理由により就学困難と認められる小学生・中学生の児童・生徒の保護者に対して、就学に必要な費用の一部を援助するものです。

※所得などの審査があるので全員受けられるものではありません。
一度ご相談ください。

お問い合わせ先：吉川市教育委員会 教育総務課　048-984-3565

施策３－２　子どもに係る費用負担を軽減するための支援

【取組みの方向性】

取組み		取組みの内容
（１）児童手当の支給	継続	家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するために、中学校修了前の児童を養育している保護者に手当等を支給します。
（２）子ども医療費の支給	継続	保護者の経済的負担を軽減し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るために、子どもに係る保険診療の自己負担分を助成します。
（３）就学援助費の支給	拡大	経済的な理由により就学困難と認められる児童または生徒の保護者を対象に、学校における費用（学用品費、給食費、修学旅行費など）の一部の援助を行う就学援助制度の啓発手法を拡大し、制度が必要な方を利用へとつなげていきます。
（４）児童扶養手当の支給	継続	ひとり親家庭等への経済的支援を目的として、子どもが 18 歳（一定の障がいがある場合は 20 歳未満）になるまで子どもの人数、所得に応じて手当を支給します。
（５）ひとり親家庭等医療費の支給	継続	ひとり親家庭等の福祉の増進のために、子どもが 18 歳（一定の障がいがある場合は 20 歳未満）になるまで、医療費の一部を支給します。
（６）生活保護費の支給	継続	生活に困窮する方に対して、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長します。
（７）税金等の軽減・免除	継続	扶養親族の状況や所得状況などにより、保育料などの減免、所得税・住民税の寡婦・寡夫控除を行います。
	継続	世帯の国民健康保険加入者全員の所得合計額が一定基準以下の方に対し、国民健康保険税の軽減を行います。
	継続	前年所得が一定基準以下の方に対し、全額またはその一部の額について国民年金保険料の免除を行います。
（８）経済面の相談支援	継続	多重債務などに係る問題について、消費生活センターで相談支援を行うとともに、借金など生活上の問題で弁護士による法律に関する法律相談支援を行います。
（９）支出を抑える地域の活動支援	継続	地域で行われる子育てに関する用品の交換会など、支出を抑える活動を通じた地域のつながりを支援するとともに、子育て家庭の交流促進を図ります。
（10）学生服等のリユース促進	新規	不要となった学生服などの学用品のリユース（再利用）が図られるよう、地域の取組みを促進します。
（11）フードバンク等の活動促進	新規	地域が主体的に活動するフードバンクやフードパントリーの取組みを促進します。

【取組み指標】

指標名	当初値	目標値
就学援助制度の啓発回数（年間）	１回 （2017 年度）	６回 （2023 年度）

基本目標４　支援の輪の仕組みづくりに取り組みます

【基本目標のめざす姿】

地域、学校、行政などで支援の仕組みづくりを進めることで、支援の輪が広がる。

【課題】

（１）伴走型による支援が必要

生活困難な家庭やその子どもが、地域社会や学校生活の中で必要な情報を得られず孤立してしまうことで、必要な支援につながらず、より孤立を深めてしまうことが予測されます。

（２）地域で子どもや家庭を見守り育むことが必要

子どもが地域で孤立してしまうと、子どもにとって憧れや模範となる身近な大人と出会う機会を逸してしまうおそれがあります。

（３）関係機関の連携体制の強化が必要

生活困難な家庭の子どもの早期発見や、子どもに対する適切な支援を行っていくうえで、関係機関の連携強化や情報を確実に届けるための手法、きめ細やかな対応が図れる仕組みづくりが不可欠となっています。

（４）気づき、つなげる人材の育成が必要

子どものまわりにいる職員や教員が、生活困難な家庭やその子どもの状況に気づき、必要な支援につなげていくことが求められます。

【施策早見表】

基本目標	施策	取組み
4 支援の輪の仕組みづくりに取り組みます	4－1 気づき、寄り添い、つながる伴走型支援	(1)子育て世代包括支援センターの運営 (2)子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターにおける支援充実 (3)生活相談支援窓口における支援 (4)相談体制の充実
	4－2 子どもや家庭を見守り育む地域づくりの推進	(1)地域の「気づく目」創出への啓発 (2)身近なロールモデルの創出 (3)地域での相談役や行政とのパイプ役への支援 (4)新たな地域活動の立ち上げ支援 (5)つながる未来基金の創設
	4－3 情報共有・連携体制の強化	(1)関係機関の連携強化 (2)学校を窓口とした相談支援の充実 (3)子ども未来応援集会の開催 (4)子育て応援ガイドブックの作成
	4－4 気づき、つなげる人材の育成	(1)職員、教員への研修実施 (2)支援バイブルの活用

施策４－１　気づき、寄り添い、つながる伴走型支援

【取組みの方向性】

取組み		取組みの内容
（1）子育て世代包括支援センターの運営	新規	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援のための拠点として、子育て世代包括支援センターを運営し、支援を円滑に提供できる体制を充実させます。
（2）子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターにおける支援充実	継続	育児相談の実施とともに、保護者へのアプローチや関係機関へのパイプ役として利用者に対する子育て情報の提供、子育てサークルの立ち上げ支援や備品貸し出しなどを行います。
	継続	養育や経済的に不安を抱えている保護者に気づき、必要な支援につなげます。
（3）生活相談支援窓口における支援	継続	「働きたくても働けない」「住むところがない」「中学生・高校生対象の学習塾に通わせたいけどその費用がない」「社会との関わりに不安がある」「他の人とコミュニケーションがとれない」など、生活全般の困りごとについて関わり、現在の生活の立て直しの支援を行います。
（4）相談体制の充実	継続	子どもと家庭の相談やひとり親家庭などの相談、女性総合相談など各種市民相談を実施し、相談者に寄り添いながら関係機関と連携して適切な支援につなげます。
	拡大	初めての方が気軽に相談できるよう、市役所の各課の窓口や子育て支援センターなどの関係施設において相談体制の充実を図るとともに、伴走型の利用者支援に取り組みます。

【取組み指標】

指標名	当初値	目標値
家庭児童相談受付のべ件数（年間）	369 件 （2017 年度）	450 件 （2023 年度）

◇コラム◇

「社会福祉協議会」ではどんな事業をしているの？

住み慣れた地域で家族や友人とともに安心して暮らしたいという願いを叶えるために、子どもや子育てに関連するものとして、以下のことを行っています。

地域福祉事業	・日常生活用品給付・貸与事業 ・ふれあい・いきいきサロン支援事業 ・３人乗り自転車貸与事業 ・ホームスタート事業
ボランティア振興事業	・彩の国ボランティア体験プログラム ・福祉学習への協力（車いす・高齢者などの疑似体験）
貸付事業	・福祉資金貸付事業 ・生活福祉資金貸付事業（埼玉県社協）
歳末たすけあい事業	・小学校入学祝品支給事業（ランドセル）

お問い合わせ先：吉川市社会福祉協議会　048-981-8750
住所：吉川市吉川 2-1-1

施策４－２　子どもや家庭を見守り育む地域づくりの推進

【取組みの方向性】

取組み		取組みの内容
（１）地域の「気づく目」創出への啓発	継続	すべての市民・関係者が地域の問題・課題を自分の事として捉え関わる中で、自治会などにおけるコミュニティ意識の醸成や、子どもへの見守り・声掛けなどにより、子どもを孤立させない地域づくりを行います。
	新規	地域における学びの場などを通して、子どもの貧困問題に関する理解促進を図ります。
（２）身近なロールモデルの創出	新規	青少年相談員など地域で活動する個人・団体や、大学との連携による学生ボランティアをはじめ、子どもにとって憧れや模範となる、身近なロールモデルの創出を図ります。
（３）地域での相談役や行政とのパイプ役への支援	継続	身近な地域での相談役、行政とのパイプ役として、困りごとの早期発見や解決につなげる活動に資する民生委員・児童委員などの資質を高める活動に対し、支援を行います。
（４）新たな地域活動の立ち上げ支援	継続	地域で支え合うまちづくりを推進するため、新たなボランティア活動の立ち上げを支援するボランティアセンターの運営を支援します。
（５）つながる未来基金の創設	新規	持続可能な対策とするための資金づくりとして、子どものための基金の創設に向けた検討を行います。

【取組み指標】

指標名	当初値	目標値
地域の「気づく目」創出に向けた地域への啓発の実施回数（年間）	－	４回 （2023 年度）

◇コラム◇

「子育て支援センター」ではどんな活動をしているの？

「子育て支援センター」とは、親子で様々な体験ができたり、子育ての情報（地域、幼稚園、保育園など）や子育てのヒントを得られたりするなど、いろいろな出会いやつながりができる場所です。
市内には、３か所の「子育て支援センター」があります。

子育て支援センター
（おあしす２Ｆ）

保育士による子育て講座や読み聞かせ、子育てや発達に関する相談も行っています（電話もOK）お気軽にどうぞ！

＊タコの凧作ったよ！

美南子育て支援センター
（美南地区公民館１Ｆ）

多様な体験のある先輩スタッフが、子育ての悩みやつぶやきをソフトに聴きます。広々としているので元気な子におススメ。

＊講座もたくさん開催しているよ！

中央子育て支援センター
（吉川団地名店街内）

団地の中なので、お出かけやお買い物ついでに寄ることができます。多国籍やアレルギーなど子育て家庭の相談にも応じます。

施策４－３　情報共有・連携体制の強化

【取組みの方向性】

取組み		取組みの内容
（１）関係機関の連携強化	拡大	庁内の関係各課で必要な支援の情報などを共有しながら連携の強化を図るとともに、日常的に福祉や教育などの様々な関係機関とも連携しながら、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。
（２）学校を窓口とした相談支援の充実	継続	あおぞら相談員、さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携を図りながら、児童生徒の抱える悩みや不安に寄り添い、問題の解決を図る教育相談活動を充実させます。
	継続	長期的な対応が必要である場合は、相談を関係機関につなげ、複数の機関が連携して支援します。
（３）子ども未来応援集会の開催	新規	市民、地域団体、ＮＰＯ、行政などが一堂に会する場を設け、そこでお互いの取組みを紹介しながら、情報の共有化を図り、連携を強化します。
	新規	子どもの貧困対策について、地域で様々な活動を進めている方による講義を開催します。
（４）子育て応援ガイドブックの作成	拡大	子どもの貧困問題に関する共通認識を図るとともに、子育て情報を周知するため、子育て応援ガイドブックを作成します。

【取組み指標】

指標名	当初値	目標値
子ども未来応援集会の開催（年間）	－	４回 （2023 年度）

◇コラム◇

あおぞら相談員・さわやか相談員を知っていますか？

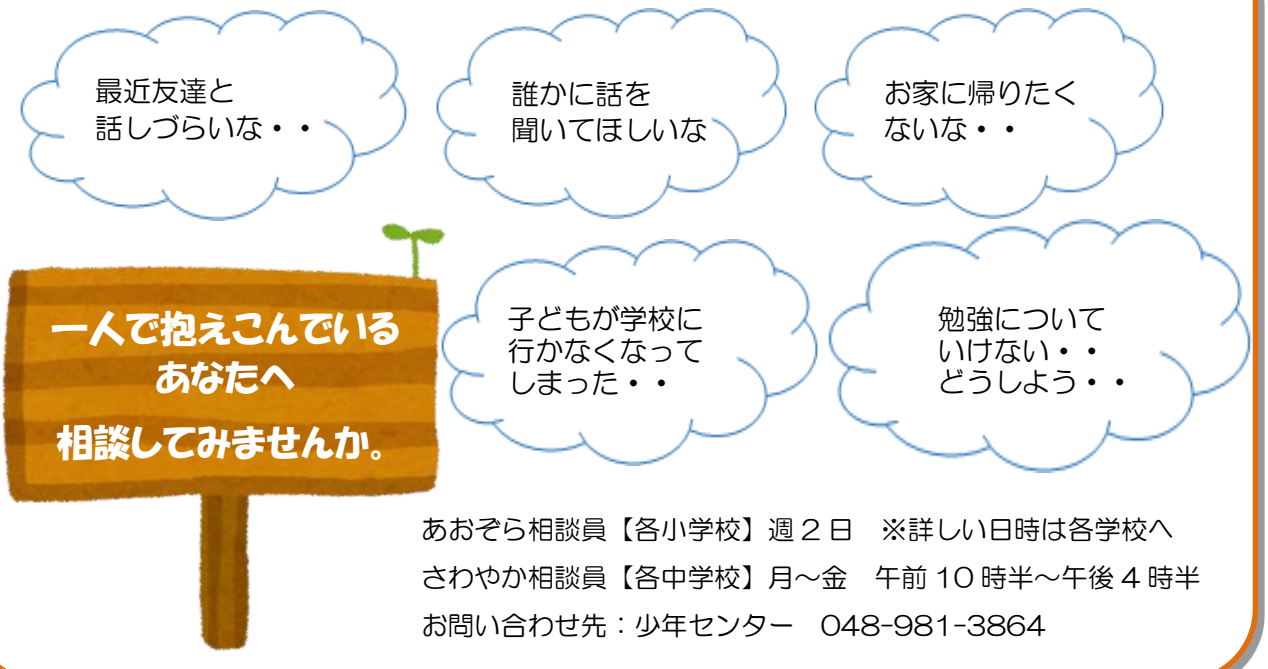

あおぞら相談員【各小学校】週２日　※詳しい日時は各学校へ
さわやか相談員【各中学校】月～金　午前 10 時半～午後４時半
お問い合わせ先：少年センター　048-981-3864

施策４－４　気づき、つなげる人材の育成

【取組みの方向性】

取組み		取組みの内容
（１）職員、教員への研修実施	新規	職員の子どもへの気づきの目を育むことで、各業務の窓口などにおいて組織横断的かつ円滑に他部署へつなぐことができるよう、職員に対する研修の充実を図ります。
	新規	職員、教員が子どもの変化に気づく目を養うとともに、必要な支援につなげられるよう、事務職員や保育士、保健師などの専門職、教員が同席し、グループワークなどにより共に考え、連携強化の機会となる人材育成の研修を実施します。
（２）支援バイブルの活用	新規	職員、教員が意欲的に職務に取り組み、複雑かつ多岐にわたる様々な行政課題に横断的に適切な対応が図れるよう、子育てに関する支援バイブルを作成し、活用します。

【取組み指標】

指標名	当初値	目標値
気づき、つなげる力を養う職員、教員への研修の実施回数（年間）	－	２回 （2023 年度）

第５章　計画の推進

第1節　計画の推進体制

本計画は、福祉、教育、保健、医療などの様々な分野の関わりが必要となるため、庁内の関係各課をはじめ、関係機関などとの横断的な連携を図り、本計画を推進します。

第2節　計画の達成状況の点検及び評価

本計画では、基本理念である「すべての子どもが希望をもって力強く成長していけるよう、子どもの貧困を見逃さず、であう・きづく・つなぐ・つながる未来へ子どもたちを応援します。」のもと、４つの基本目標を定めて、施策ごとに指標を設定しています。

本計画の評価を行うにあたり、指標に基づく評価のほか、毎年度、事務事業評価などにより、進捗状況を把握、管理します。

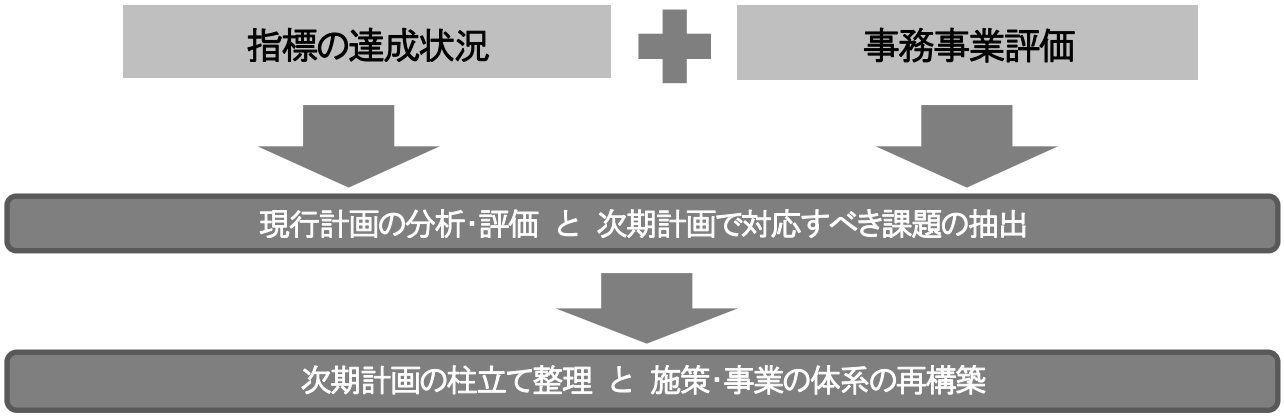

第3節　市民・地域・行政との連携

生活に困難を抱えている子ども・家庭は、多岐にわたる複合的な課題を抱えている場合が少なくありません。

本計画を推進するにあたり、市民、地域、行政のそれぞれが複合的な課題に気づき、連携しながら必要な支援へつなげていくことが不可欠となっています。そこで、以下のように「であう・きづく・つなぐ・つながる未来」に向けて、市民と地域と行政とが連携を強化しながら、支援の輪を広げていきます。

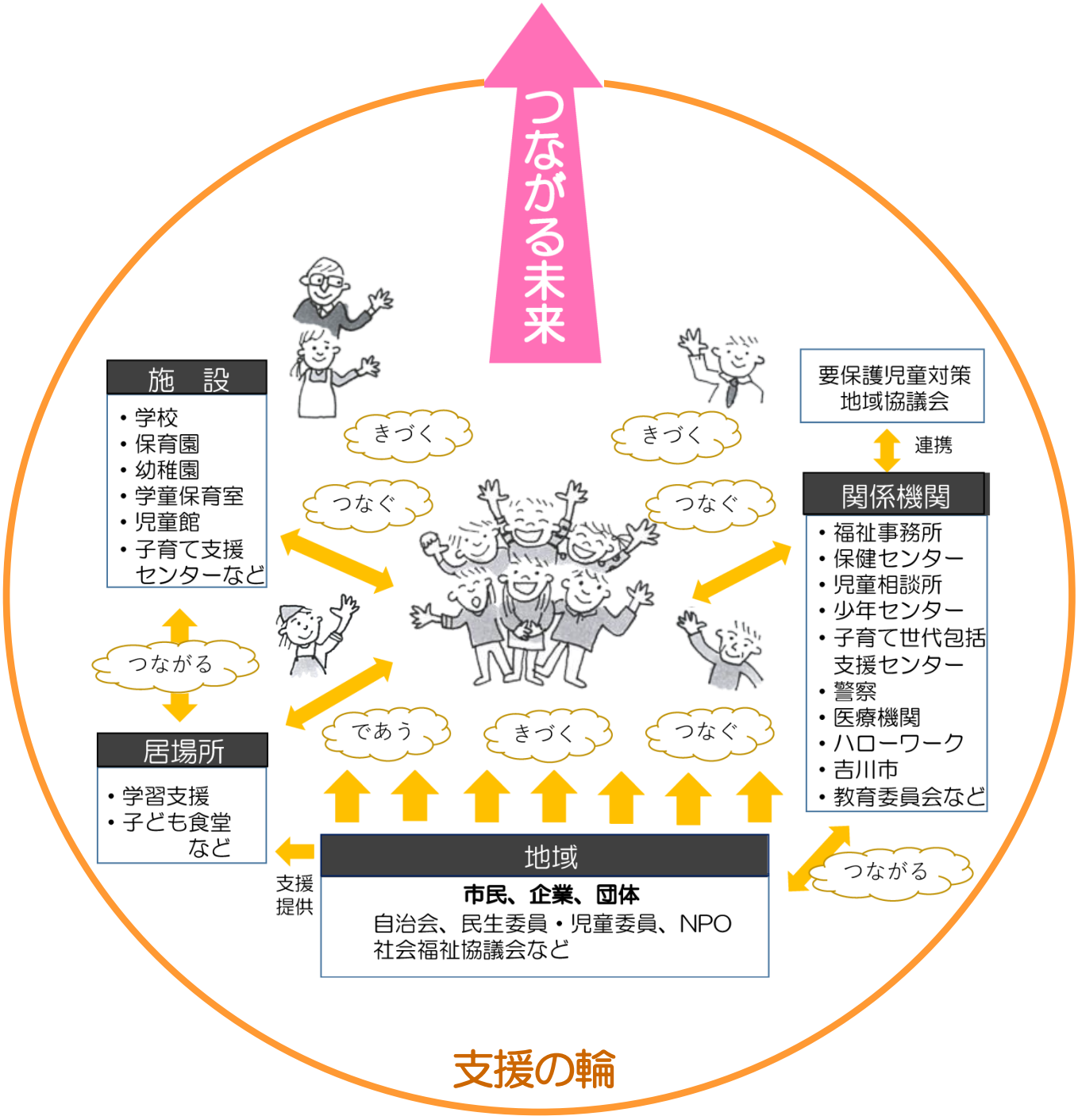

第4節　本計画と持続可能な開発目標（SDGs）

本計画では、子どもの貧困対策の推進に関する法律を受け、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、様々な取組みを持続可能なものとして、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。

また、すべての人が大切にされる持続可能な社会の実現に向けた取組みとしては、国際目標である「SDGｓ(エス・ディー・ジーズ)」があります。

「SDGｓ(エス・ディー・ジーズ)」とは、2015 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標であり、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した 17 の目標があります。

「SDGｓ」では、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）社会の実現をめざし、全世界共通の目標として、経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決することの重要性が示されています。

この SDGｓの目標は、本計画に定める施策の目標と重なる部分が多くあるため、本計画に位置付ける施策を SDGｓの視点を考慮しながら着実に実施することで、SDGｓの目標達成に向けた取組みが推進されるものと捉えています。

資料編

1　吉川市子育て世帯生活実態調査概要

1　調査実施の目的

吉川市では、すべての子どもたちの未来が、生まれ育った環境によって左右されることなく、自分の将来に希望を感じ、志を持てる地域社会の実現に向け取り組んでいくため、お子さんのいるご家庭の状況を把握し、これからの市の施策に役立てるためのアンケート調査を実施した。また、経済的な困難を抱える家庭の子どもや保護者の状況や団体の活動の状況・今後必要となる支援等について、市内で活動する3団体を対象にヒアリング調査を実施した。

2　調査の種類

【アンケート調査】

調査名	調査対象
乳児調査	0歳児の子どもがいる家庭
保育園・幼稚園年長児調査	市内の保育園・幼稚園に通う年長児（平成２９年4月１日時点で5歳児）の子どもがいる家庭
小学5年生調査	市内小学校に通う小学5年生の児童と保護者
中学2年生調査	市内中学校に通う中学2年生の生徒と保護者

【ヒアリング調査】

市内で活動する子育て支援関連団体3団体に対し、平成２９年１１月にヒアリング調査を実施した。
団体の活動内容は、子育て支援、学習支援、子ども食堂の運営。

3　アンケート調査の方法と回収状況

＜調査方法・調査期間＞

調査名	調査方法	調査期間
乳児調査	訪問時や健診時に直接配布し、次回健診時や郵送で回収 ・乳児家庭全戸訪問時に配布 ・4か月健診及び7か月相談時に配布	平成２９年7月～ 平成２９年１２月
保育園・幼稚園年長児調査	保育園・幼稚園を通じて配布ー回収	平成２９年9月～ 平成２９年１０月
小学5年生調査	小学校を通じて配布ー回収	平成２９年１０月
中学2年生調査	中学校を通じて配布ー回収	平成２９年１０月

※アンケート調査は、回答いただく際に、氏名・住所の記載を求めない無記名式で行った。

＜回収状況＞

調査名		配布数	世帯票（集計対象）回収結果	
			世帯票数	内訳
乳児調査		396	293	
保育園・幼稚園年長児調査		603	520	
小学5年生調査	保護者	748	664	・保護者・児童とも回答　633 ・保護者のみ回答　15 ・児童のみ回答　16
	児童			
中学2年生調査	保護者	718	634	・保護者・児童とも回答　616 ・保護者のみ回答　11 ・生徒のみ回答　7
	生徒			
合計		3,931		

※小学5年生・中学2年生には、各家庭に保護者票1票、児童・生徒票1票をセットで配布した。集計は保護者と児童・生徒の回答を家庭ごとにセットにした世帯単位で行っている。

【参考】　調査票（個票）の回収結果

調査名		配布数	個票回収結果	
			回収数	回収率
乳児調査		396	293	74.0%
保育園・幼稚園年長児調査		603	520	86.2%
小学5年生調査	保護者	748	652	87.2%
	児童	748	653	87.3%
中学2年生調査	保護者	718	630	87.7%
	生徒	718	635	88.4%
合計		3,931	3,383	86.1%

4　調査内容

【アンケート調査】

調査内容については、「子どもの生活状況（基本的生活習慣や放課後の過ごし方など）」、「居住形態」、「保護者の就労状況・健康状態・最終学歴など」、「世帯収入や借入金の状況」、「子育てにおける相談相手や相談先」、「子どもの進学に関する意識」、「経済的困窮の状況」などを調査項目として設定し、実施した。

【ヒアリング調査】

団体の活動内容や実績、経済的困難を抱える家庭の保護者や子どもの状況・課題、必要な支援等をヒアリング項目として実施した。

5　所得水準の設定について

本調査においては、厚生労働省が公表した平成２８年国民生活基礎調査（平成２７年データ）により算出された国の貧困線を基に、便宜的に、吉川市独自の基準による相対的低所得線を算出し、各調査で回答いただいた「世帯全体の可処分所得額（手取り収入）」の結果に基づき、「低所得層」と「低所得層以外」に区分している。このため、あくまでも吉川市独自の基準による「低所得層」及び「低所得層以外」の結果であり、国民生活基礎調査とは単純比較ができないことにご注意ください。なお、基準は下表のとおりとしている。

＜国民生活基礎調査による方法＞

○所得額（万円単位で把握）、課税等の額（千円単位で把握）、ならびに世帯人員数の情報から「等価可処分所得」を算出し、等価可処分所得の中央値の半分の額を貧困線として定める。（平成２７年データによる国の貧困線は、１２２万円。２人世帯の場合は、１７３万円となる。）
○「等価可処分所得」は、世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整して算出している。

＜吉川市の実態調査による方法＞

○「世帯全体の可処分所得額（手取り収入）」については、回答者の負担を軽減するため、世帯の収入の設問において、概ね１００万円単位で区分した金額の選択肢を設定しており、これを以下のとおり分類して、本調査における可処分所得額を把握することとした。
○したがって、回答する選択肢には、幅がある（例：⑤２００～２９９万円、⑥３００～３９９万円・・・など）ため、国の貧困線が含まれる選択肢を選んだ世帯は、「低所得層」に該当する世帯と仮定して判定した。

【例】可処分所得額（手取り収入）を２００～２９９万円と回答した３人世帯の場合

国の貧困線基準		吉川市の実態調査の選択肢区分（抜粋）
世帯員人数	可処分所得額（手取り収入）	
３人	２１２万円	⑤２００～２９９万円 を選択 ⇒「グループⅡ」に該当 ⑥３００～３９９万円 を選択 ⇒「グループⅢ」に該当

吉川市の調査票における可処分所得分類

世帯員人数	国の貧困線の基準（可処分所得）（平成27年度）	可処分所得の水準						
			グループⅠ	グループⅡ	グループⅢ	グループⅣ	グループⅤ	グループⅥ
1人	122万円未満	収入はない	100万円未満	130万円未満	200万円未満	－	300万円未満	300万円以上
2人	173万円未満		100万円未満	200万円未満	300万円未満	400万円未満	500万円未満	500万円以上
3人	212万円未満		130万円未満	300万円未満	400万円未満	500万円未満	600万円未満	600万円以上
4人	245万円未満		130万円未満	300万円未満	400万円未満	500万円未満	600万円未満	600万円以上
5人	274万円未満		200万円未満	300万円未満	400万円未満	600万円未満	700万円未満	700万円以上
6人	300万円未満		200万円未満	300万円未満	500万円未満	600万円未満	800万円未満	800万円以上
7人	324万円未満		200万円未満	400万円未満	500万円未満	700万円未満	800万円未満	800万円以上
8人	346万円未満		200万円未満	400万円未満	500万円未満	700万円未満	900万円未満	900万円以上
9人以上	367万円未満		200万円未満	400万円未満	500万円未満	700万円未満	900万円未満	900万円以上

「低所得層」と定義

（参考）「低所得層世帯」の割合

	吉川市調査からの推計値
中学生以下の子どもがいる世帯のうち低所得線を下回る世帯の割合	7.4%
中学生以下の子どもがいるひとり親世帯のうち低所得線を下回る世帯の割合	44.4%

- ここでは、各調査の回答者の世帯のうち、前項の「吉川市の調査票における可処分所得分類」において「低所得層」に属する世帯の割合を表している。「国民生活基礎調査」では、世帯に含まれるすべての子どものうち、貧困線以下の等価可処分所得水準で生活する子どもの割合を「子どもの貧困率」（平成２７年データでは、13.9%）として算出しているが、吉川市の調査とは母集団、調査手法、調査項目、算出の手法の違いにより、単純に比較することはできないことに留意が必要である。
- 可処分所得の設問が「無回答」の世帯（全体で 211 件、約 10%）を除いて割合を算出している。

6　調査結果を見る上での注意事項

- 本文、表、グラフなどに使われる「ｎ」は、各設問に対する回答者数である。
- 百分率（%）の計算は、小数第2位を四捨五入し、小数第１位まで表示している。したがって、単数回答（1つだけ選ぶ問）においても、四捨五入の影響で、%を足し合わせて１００%にならない場合がある。
- 複数回答（2つ以上選んでよい問）においては、%の合計が１００%を超える場合がある。
- クロス集計の場合、分析軸には該当の設問に無回答の人の結果を表示していないため、各分析軸の「ｎ」を足し上げても全体と合致しないことがある。
  なお、クロス集計とは、複数の項目を掛け合わせてその相互関係を明らかにする集計方法である。

（例）

ｎはその設問の回答対象の数を表す。
全員が回答対象となるこの設問では、小学5年生の回答者（世帯票）すべての票の数が入る。

クロス集計の結果は、分析可能な軸の結果のみを表示している。
この設問では、可処分所得無回答の世帯は、分析の対象から外しているため、表示しておらず、「低所得層」と「低所得層以外」の数を足しても全体の数とは合わない。

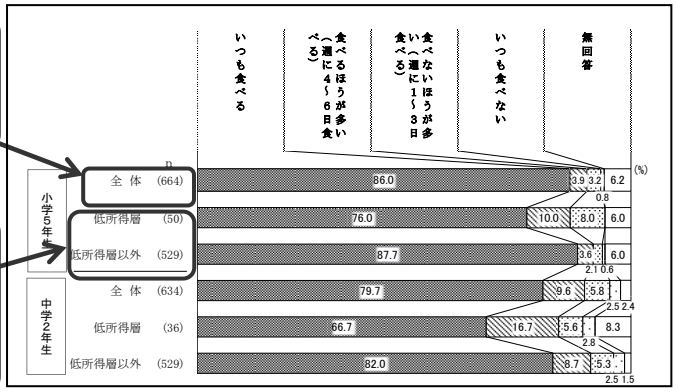

【参考資料】吉川市子育て世帯生活実態調査の自由記載で寄せられた子どもの声（抜粋）

※「であう・きづく・つなぐ・つながる未来」に関連すると思われる子どもの意見を原文のまま掲載します。

●日常感じていることや要望

① 自分の生活について

- 一人でごはんを食べるのと、みんなでごはんを食べるのは、おいしさが全然ちがうとあらためて思いました。
- 学校に行けること。家族がいること。健康であること。私は毎日とても幸せだと思いました。
- 吉川は、どこか遠い所へ行った後に帰ると、安心できるそんな市です。
- 私は、毎日の生活で、あまり不自由に感じることや、嫌に思っていることはありません。それは、自分がまわりの人に恵まれているからだと思います。私はそのことを、とても幸せに思います。そして、自分を恵んでくれている人に生かされているのだと思います。自分を恵んでくれている人がいない、少ない人や、いじめを受けている人は、自殺してしまう人もいます。私は、そういう人を恵んでくれる、生かしてくれる人が１人でも増えたらと思います。

② 友人関係について

- 毎日の生活で、いじめられている子がいるので、守ってあげたい。

③ 家族について

- 私は、お姉ちゃんと二人でいることが多くって、お母さんが仕事でいそがしくって、帰って来られない日があるから、お母さんのためにお手伝いや、みんなのためになることをがんばりたいです。
- 毎日の生活で、お母さんがたいへんそうなので、お母さんを手伝いたいなぁーと感じた。
- いつもお母さんやお父さんにたよりにしているので今度なんかおれいをしたい。
- 最近、ほめられないので母に一言でもほめてほしいなと思ってます。
- もうちょっと、お父さんやお母さんと一緒にいたい！理由は、お父さんは仕事で課長になって、飲み会とかでいなくて、会えるとしたら休日しか会えなくて、お母さんは家にいるけど、アルバイトしていて、おそいと6時くらい（？）に帰ってくるからです。

④ 勉強について

- 学習面でもっと向上できるようにがんばりたいです。また、人の役に立って何か変化をもたらす人間へ成長したいです。
- もっと本を読んだほうがいいと思います。いそがしい人は、しかたがありませんが、いそがしくない。人は、勉きょうにもなるからよんだほうがいいと思う。

⑤ 身近な施設や居場所について

- もっと気軽に悩み相談できる場所がほしい。学校の相談室は予約制だし、先生とだとどこかに呼ばれてみんなにバレる。チャイルドラインもスマホとかを持ってないと家の電話で親にバレる。心をいやすものがない。
- もっと、たのしい公園、遊べるところがほしい。

⑥ 経済的な状況について

- ならいごとができるお金がない！
- 部活のバス代が高すぎて大会に行けない。

その他多数

2　策定体制

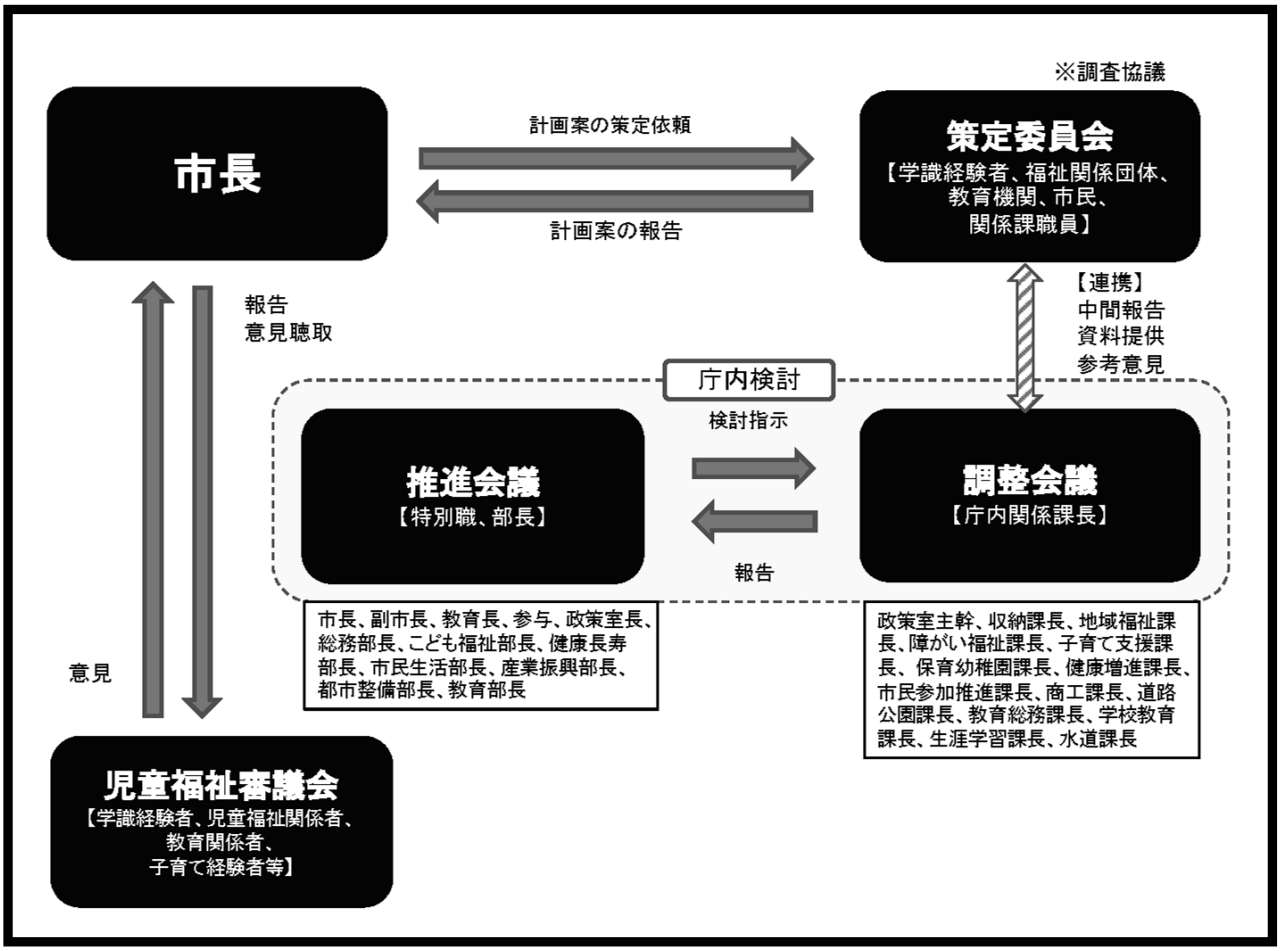
※調査協議
市長
計画案の策定依頼
計画案の報告
策定委員会
【学識経験者、福祉関係団体、教育機関、市民、関係課職員】
報告
意見聴取
【連携】
中間報告
資料提供
参考意見
庁内検討
検討指示
推進会議
【特別職、部長】
報告
調整会議
【庁内関係課長】
市長、副市長、教育長、参与、政策室長、総務部長、こども福祉部長、健康長寿部長、市民生活部長、産業振興部長、都市整備部長、教育部長
政策室主幹、収納課長、地域福祉課長、障がい福祉課長、子育て支援課長、保育幼稚園課長、健康増進課長、市民参加推進課長、商工課長、道路公園課長、教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、水道課長
意見
児童福祉審議会
【学識経験者、児童福祉関係者、教育関係者、子育て経験者等】

3　策定経過

年月日	経　過	内　容
2017（平成29）年		
7月～10月	吉川市子育て世帯生活実態調査 調査人数：3,931 人 （有効回答 3,383 人、回答率 86.1%）	
2018（平成30）年		
6月28日	第１回吉川市子どもの貧困対策推進計画策定委員会	計画策定に向けた意見交換について
7月13日	第１回吉川市子どもの貧困対策調整会議	吉川市の現状と課題について
7月18日	第１回吉川市子どもの貧困対策推進会議	子育て世帯生活実態調査報告書について
8月20日	第２回吉川市子どもの貧困対策推進計画策定委員会 第２回吉川市子どもの貧困対策調整会議 （合同開催・特別講義）	湯澤直美アドバイザーによる特別講義 基本理念・施策体系の検討について
9月26日	第３回吉川市子どもの貧困対策調整会議	子どもの貧困対策の取組内容について
10月18日	第３回吉川市子どもの貧困対策推進計画策定委員会	吉川市子どもの貧困対策推進計画（骨子案）の検討について
10月19日	第２回吉川市子どもの貧困対策推進会議	吉川市子どもの貧困対策推進計画（骨子案）の検討について
11月22日	第４回吉川市子どもの貧困対策調整会議	子どもの貧困対策の取組内容について
12月20日	第４回吉川市子どもの貧困対策推進計画策定委員会	吉川市子どもの貧困対策推進計画（素案）の検討について
12月21日	第３回吉川市子どもの貧困対策推進会議	吉川市子どもの貧困対策推進計画（素案）について
12月28日 ～1月27日	パブリック・コメント	
2019（平成31）年		
2月15日	第５回吉川市子どもの貧困対策調整会議	吉川市子どもの貧困対策推進計画（案）について
2月19日	第４回吉川市子どもの貧困対策推進会議	吉川市子どもの貧困対策推進計画（案）について
2月20日	第５回吉川市子どもの貧困対策推進計画策定委員会	吉川市子どもの貧困対策推進計画（案）について 計画案の市長への報告

4　吉川市子どもの貧困対策推進計画策定委員会設置規則

吉川市子どもの貧困対策推進計画策定委員会設置規則

平成３０年6月5日吉川市規則第２０号

（設置）

第１条　子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成２５年法律第６４号）第４条の規定に基づき、子どもの貧困対策に関し地域の状況に応じた施策を策定し、及び推進するに当たり、子どもの貧困対策推進計画案（以下「計画案」という。）を策定するため、吉川市子どもの貧困対策推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会）

第2条　委員会は、委員１５人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

⑴ 学識経験者

⑵ 福祉関係団体から推薦を受けた者

⑶ 教育機関から推薦を受けた者

⑷ 公募市民

⑸ 関係行政機関の職員

（委員の任期）

第3条　委員の任期は、委嘱の日から第７条の規定による報告の日までとする。

（委員長及び副委員長）

第4条　委員会に委員長及び副委員長１人を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　会議は、委員長が必要と認めるとき又は委員会の決定があったときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又はその説明を聴くことができる。

（アドバイザー）

第6条　委員会に、専門の事項について情報提供及び助言を行うため、アドバイザーを置くことができる。

２　アドバイザーは、市長が委嘱する。

３　アドバイザーの任期は、委嘱の日から第７条の規定による報告の日までとする。

（報告）

第7条　委員会は、計画案を策定したときは、市長に報告しなければならない。

（庶務）

第8条　委員会の庶務は、こども福祉部子育て支援課において処理する。

（その他）

第9条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則は、第７条の規定による報告の日限り、その効力を失う。

5　吉川市子どもの貧困対策推進計画策定委員名簿

任期：平成３０年6月２８日から吉川市子どもの貧困対策推進計画案を市長へ報告する日まで

選出区分	氏名	団体・役職	備考
学識経験者	岩田美香	法政大学現代福祉学部教授	委員長
福祉関係団体	鈴木庄次	吉川市民生委員・児童委員協議会副会長	
	曽我幸央	社会福祉法人吉川市社会福祉協議会事務局長	
	酒井正光	吉川市私立認可保育園協議会 社会福祉法人育暎福祉会育暎保育園園長	
	中島眞由美	特定非営利活動法人よしかわ子育てネットワーク代表理事	
	白鳥　勲	一般社団法人彩の国子ども・若者支援ネットワーク代表理事	
	石間太朗	社会福祉法人福祉楽団事業部長	
教育機関	内田　靖	埼玉県立吉川美南高等学校校長	
	豊田正一	吉川市小・中学校校長会 吉川市立中央中学校校長	副委員長
	山本桂之	吉川市私立幼稚園協会 学校法人立明学院茂幼稚園園長	
市民	長瀬裕子	公募市民	
	矢野勇樹	公募市民	
関係行政機関の職員	鈴木　正	こども福祉部地域福祉課長	
	清水孝二	教育部副部長兼学校教育課長	
学識経験者	湯澤直美	立教大学コミュニティ福祉学部教授	アドバイザー

【事務局】

こども福祉部長	伴　茂樹
こども福祉部副部長兼保育幼稚園課長	本間貴明
子育て支援課長	山﨑純子
子育て支援課課長補佐兼給付・相談係長	飯野耕太郎
子育て支援課子育て支援係長	青柳乃り恵
子育て支援課主事	田中ふゆこ

6　吉川市児童福祉審議会委員名簿

任期：平成２９年１０月１８日から平成３１年１０月１７日まで

選出区分	氏名	団体・役職	備考
学識経験者	手塚崇子	川村学園女子大学教育学部幼児教育学科准教授	会長
児童福祉関係者	玉生一美	吉川市民生委員・児童委員協議会児童福祉部会長	
児童福祉関係者	高井良奈緒美	吉川市私立認可保育園協議会 社会福祉法人千歳会よしかわエンゼル保育園園長	
教育関係者	五十嵐修	吉川市私立幼稚園協会 学校法人五十嵐学園 吉川あさひ幼稚園園長	
教育関係者	新井一弘	吉川市小・中学校校長会 吉川市立中曽根小学校校長	
子育て経験者等	黒木武美	公募市民	
子育て経験者等	吉岡弘美	公募市民	
子育て経験者等	水野和希	公募市民	

【事務局】

こども福祉部長	伴　茂樹
こども福祉部副部長兼保育幼稚園課長	本間貴明
子育て支援課長	山﨑純子
子育て支援課課長補佐兼給付・相談係長	飯野耕太郎
子育て支援課子育て支援係長	青柳乃り恵
子育て支援課主事	石井賢聖
子育て支援課主事	今関夕貴

7　吉川市子どもの貧困対策推進会議設置規則

吉川市子どもの貧困対策推進会議設置規則

平成３０年6月5日吉川市規則第２１号

（設置）

第１条　子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成２５年法律第６４号）第４条の規定に基づき、子どもの貧困対策に関し地域の状況に応じた施策を検討するため、吉川市子どもの貧困対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

⑴ 子どもの貧困対策推進計画案（以下「計画案」という。）の策定に当たり、地域の状況に応じた施策を検討し、その結果を吉川市子どもの貧困対策推進計画策定委員会設置規則（平成３０年吉川市規則第２０号）第１条に規定する吉川市子どもの貧困対策推進計画策定委員会に報告すること。

⑵ 前号に掲げるもののほか、計画案の策定に当たり必要と認められること。

（推進会議の構成員）

第３条　推進会議は、市長、副市長、教育長、参与、政策室長、総務部長、こども福祉部長、健康長寿部長、市民生活部長、産業振興部長、都市整備部長及び教育部長をもって構成するものとし、その他市長が必要と認める職員を出席させることができる。

（推進会議の会議）

第４条　推進会議は、市長が主宰する。

（調整会議）

第５条　推進会議に、専門の事項を調査協議させるため、吉川市子どもの貧困対策調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

２　調整会議は、次に掲げる者をもって構成するものとし、その他推進会議が必要と認める職員を出席させることができる。

⑴ 政策室主幹
⑵ 総務部収納課長
⑶ こども福祉部地域福祉課長
⑷ こども福祉部障がい福祉課長
⑸ こども福祉部子育て支援課長
⑹ こども福祉部保育幼稚園課長
⑺ 健康長寿部健康増進課長
⑻ 市民生活部市民参加推進課長
⑼ 産業振興部商工課長
⑽ 都市整備部道路公園課長
⑾ 教育部教育総務課長
⑿ 教育部学校教育課長
⒀ 教育部生涯学習課長
⒁ 水道課長

３　調整会議に議長を置き、こども福祉部子育て支援課長をもって充てる。

４　調整会議は、議長が招集する。

５　第２項に規定する構成員が調整会議に出席できないときは、当該構成員が指名する者を代理として出席させることができる。

（庶務）

第６条　推進会議の庶務は、こども福祉部子育て支援課において処理する。

（その他）

第７条　この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則は、計画案の策定の日限り、その効力を失う。

8　吉川市子どもの貧困対策推進会議委員名簿

職名	氏名
市長	中原恵人
副市長	椎葉祐司
教育長	染谷行宏
参与	土屋綱男
政策室長	野尻宗一
総務部長	浅水明彦
こども福祉部長	伴　茂樹
健康長寿部長	鈴木　昇
市民生活部長	中山　浩
産業振興部長	山﨑　守
都市整備部長	関根　勇
教育部長	中村詠子

9　吉川市子どもの貧困対策調整会議委員名簿

室部名・職名		氏名
政策室	副室長兼政策室主幹	荒川泰弘
総務部	収納課長	櫻井健一
こども福祉部	副部長兼保育幼稚園課長	本間貴明
	地域福祉課長	鈴木　正
	障がい福祉課長	加藤利明
	子育て支援課長	山﨑純子
健康長寿部	健康増進課長	小林以津己
市民生活部	市民参加推進課長	小林千重
産業振興部	商工課長兼企業誘致担当主幹	櫻井敬雄
都市整備部	道路公園課長	木村克芳
教育部	副部長兼学校教育課長	清水孝二
	教育総務課長	染谷憲市
	生涯学習課長	宗像　浩
水道課	水道課長	山口剛介

10　用語解説

あ行	
一時預かり保育	保護者の就労形態の多様化、疾病等により、一時的に保育を必要とする児童を保育する（非定型的保育：週３日以内）。
ＡＳＥ施設	公園等で、グループの一人ひとりがそれぞれ協力しながら課題を解決する活動を行う中で、コミュニケーション能力や協調性を育成することができる施設。
か行	
学童保育	放課後、保護者の就労などにより保育が必要な小学校の児童を保護者に代わって保育する。
家庭児童相談	相談者の不安の解消や問題の解決を図るため、家庭児童相談員が、家庭における子どもの様々な相談を受ける。
緊急サポート事業	急な発熱時等の子どもの預かりを希望する利用会員と子どもの預かりを行うサポート会員との間で行う相互援助活動。
教育資金利子補給金	高校や大学などに在学中である学生の入学金や授業料、通学費などに利用するため、日本政策金融公庫や市内に支店のある金融機関の教育ローンを借り受けた保護者に対して、発生した利息額に対し補給を行う制度。
高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金	高等学校等を卒業していないひとり親家庭の親等が民間事業者等が実施する高卒認定試験の対策講座の受講費用の一部を給付金として支給する。
高等職業訓練促進給付金	資格取得のため、１年以上養成機関等で修業する場合に修業期間の全期間（上限３年）について、高等職業訓練促進給付金を支給する。
子育て講座	保護者が、しつけのスキルを身につけることにより、親子の関係を改善し、また子育てのストレスを軽減させ虐待予防を図る。
子育て支援センター	育児不安等の相談、子育てサークル活動の支援、地域の保育資源の情報提供など、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う施設。
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して、総合的相談支援や情報提供を行う拠点。
子ども医療費	子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、子どもに係る医療費の一部を支給することにより、保護者の経済的負担を軽減する。
さ行	
産前・産後ヘルプサービス	保護者の子育ての負担を軽減するため、妊娠中または出産後１年未満の母親が行う家事や育児に対し、ヘルパーがその援助等を行う。
児童手当	児童を養育している方に児童手当等を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資する。
児童扶養手当	離婚、死亡などの理由で父親または母親と生計を同じくしていない児童を養育している方に支給し、経済的支援を図る。
就学援助	市立小・中学校に通う児童・生徒の保護者が経済的理由によって就学が困難と認められる場合、保護者に対し学用品費などの一部を援助する制度。
少年センター	少年の健全な育成を目的として、教育相談、補導活動、環境浄化、非行防止のための活動を行う施設。
自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母及び父子家庭の父を対象に、就労に有利な資格や技能習得のための資金給付を行い、経済的自立を促進する。
生活困窮者等子どもの学習支援事業	生活保護世帯や生活困窮者世帯の子どもたち（中高生）の学習の機会を提供し、進学や就職等の支援を行う。
生活困窮者自立支援	生活困窮者の相談に応じ、相談者の状況に応じて必要な情報の提供や助言などの支援を行う。

た行	
地域若者サポートステーション	働くことに悩みを抱えている若者に対し、相談、コミュニケーション訓練、企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行う機関。
中１ギャップ	小学校から中学校に進学した際、学習内容や人間関係の変化、心身の発達など幾多の原因が作用し合って起こることで、子ども自身に問題が生じること。
適応指導教室	学校へ行きたくても行けない子どもたちに、個々に応じた学習活動や心の安定をめざして運動や作業など体験活動を行いながら、再び学校へ通えるように支援する。
テレワーク	情報通信技術を活用し、在宅勤務やモバイルワークなど場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。
な行	
乳児家庭全戸訪問	生後４か月を迎えるまでのすべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図る。
乳幼児健康診査	医師による乳幼児の診察や、保健師・栄養士などによる保健指導を行う（４か月児健診・７か月児相談・１歳８か月児健診・３歳４か月児健診）。
は行	
パパママ学級	出産をひかえたパパ・ママを対象に、妊娠・出産に関する知識を学ぶもの。
ひとり親家庭等医療費	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等に対し医療費の一部を支給する。
病児・病後児保育	子どもが病中または病気の回復期にあり、医療機関による入院加療の必要はないが、安静を要するため、普段通っている保育施設等に通所できないとき、市が委託する施設で子どもを一時的に預かる。
ファミリー・サポート・センター	地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい方（利用会員）と育児の援助を行う方（協力会員）がファミリー・サポート・センターを橋渡しに会員登録をし、協力会員が利用会員に対して様々な手助けを有償で行う助け合いの制度。
フードバンク	事業者や家庭から寄贈された食品等を集め、生活困窮世帯等に届ける活動。
放課後子ども教室	放課後に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、「志を持った子どもたちを育てる」という理念の下、子どもの健全育成を支援する。
母子健康手帳	妊産婦、乳幼児の保健指導の基礎資料となるとともに、妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を一貫して記録しておくためのもので、妊娠の届出をした方に対して交付する。
母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度	母子家庭の母、父子家庭の父、父母のいない２０歳未満の子ども、寡婦及び母子家庭・父子家庭又は寡婦の子どもに、児童の就学、就職、知識技能の習得、生活などに必要な資金を埼玉県が貸し付ける制度。
母子・父子自立支援相談	母子・父子家庭等の自立の促進を図るため、母子・父子自立支援員が相談、情報提供等の支援を行う。
ホームスタート	保護者の孤立を防ぐため、家庭訪問を通じて育児相談を行い、地域に出るきっかけづくりのサポートを行う家庭訪問型子育て支援。
や行	
養育支援	養育支援が必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。
要保護児童対策地域協議会	要保護児童の早期発見と適切な保護並びに要保護児童及びその家族への適切な支援を図ることを目的とし、そのために必要な情報の交換や協議並びに連絡調整を行うネットワーク。

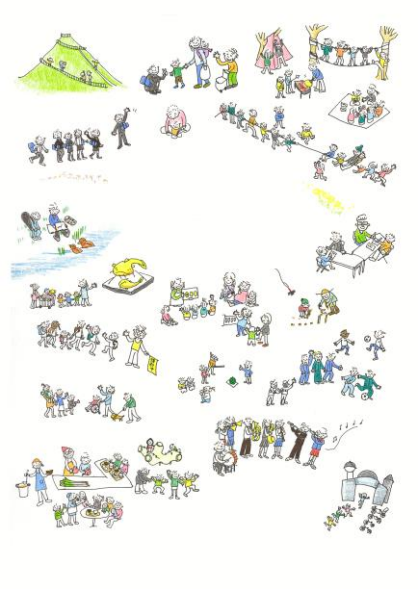

表紙・裏表紙のイラストや本文中の挿絵は、矢野　真利那さんにご協力いただきました。

【矢野　真利那さんからのメッセージ】

　年子で産んだ息子たちとの悪戦苦闘の暮らしを助けてくれたのは、いつもご近所さんでした。お手製の五目ずしや大きな野菜のおすそ分け。道で会えばかわいがってくれ、困ったときは上の子を預かってくださるお母さんも。吉川は、私たち家族の新しいふるさとです。

であう　きづく　つなぐ
つながる未来プロジェクト

― 吉川市子どもの貧困対策推進計画 ―

発行月　　2019年３月
発　行　　吉川市こども福祉部子育て支援課
〒342-8501
埼玉県吉川市きよみ野一丁目１番地
電話　048-982-9529（直通）
FAX　048-981-5392
https://www.city.yoshikawa.saitama.jp/